

S B I 証券

個人型年金に関する説明書

2018年11月
株式会社S B I 証券

本書類は、個人型年金の実施者である国民年金基金連合会より運営管理業務の委託を受けた株式会社S B I 証券が、確定拠出年金法に基づき、資産の運用に関する情報その他必要な情報等を提供する目的で作成された資料です。

目次

用語の説明	3
お手続きの流れ	4
個人型年金掛金引落金融機関について	5
第1章 確定拠出年金制度等の具体的な内容	7
(1) 日本の年金制度の概要及び年金制度における確定拠出年金の位置付け	7
①日本の年金制度	7
②確定拠出年金制度	7
(2) 個人型年金の概要	8
①個人型年金に係る各機関の役割	8
②個人型年金に加入できる者とその拠出額の限度	9
③運用商品の範囲、加入者等への運用商品の提示の方法及び運用商品の預け替え機会の内容	10
④給付の種類、受給要件、給付の開始時期及び給付(年金又は一時金別)の受取方法	10
⑤企業型確定拠出年金の加入者が転職又は離職した場合の個人型年金への資産移換について	10
⑥拠出、運用及び給付の各段階における税制措置の内容	11
⑦企業年金制度に加入していた方が転職又は離職した場合における資産移換の方法	11
⑧加入条件を満たしていない拠出金の払戻し処理(還付)について	12
⑨運営管理機関等が破綻した場合の対応	12
⑩国民年金基金連合会、運営管理機関及び資産管理機関の行為準則の内容	13
第2章 金融商品の仕組みと特徴	15
(1) 預貯金	15
(2) 信託商品	15
(3) 投資信託	15
(4) 債券	15
(5) 株式	16
(6) 保険商品(有期利率保証型保険商品)	16
第3章 資産の運用の基礎知識	17
(1) 資産の運用を行うに当たっての留意点	17
(2) リスクの種類と内容	17
(3) リスクとリターンの関係	18
(4) 分散投資の考え方とその効果	18
(5) 長期運用の考え方	19
第4章 当社のiDeCo(個人型確定拠出年金)において特に注意すべきこと	20
(1) 諸経費	20
(2) 当社が提示するiDeCo(個人型確定拠出年金)	21
(3) オリジナルプランにおける運用商品除外について	21
(4) 当社のiDeCo(個人型確定拠出年金)の利用の申込方法	22
(5) 第2号被保険者の勤務先の事業所登録、および加入資格の確認について	24
(6) 初期の運用商品、および運用指図の方法	24
(7) 掛金拠出の流れ	25
(8) 個人別管理資産に対する預け替えの流れ	27
(9) 加入者等の属性の変更届、各種給付の裁定	28
(10) 給付の受取方法	29
(11) 加入資格喪失の届	30
(12) 小規模企業共済等掛金払込証明書の発行	30
(13) 個人別管理資産等の報告	31
(14) 資格喪失後の運用指図停止	31
(15) 本説明書の内容の変更	31
(16) SBI証券の確定拠出年金運営管理業務における勧誘方針	31
(17) SBI証券の確定拠出年加入者等に関する規程	33

(18) SBI ベネフィット・システムズの確定拠出年金加入者等の取引等に関する規程	35
お問い合わせ	37

【用語の説明】

用語	内容
加入	新規に確定拠出年金制度において、掛金を拠出することをいいます。
加入者	確定拠出年金制度に加入(掛金を拠出すること)し、運用指図を行っている者のことをいいます。
運用指図者	確定拠出年金制度にて新規の掛金の拠出する(加入する)資格を持たないが、過去に拠出した個人別管理資産の運用指図のみ行うことができる者または、加入資格はあるが、あえて掛金を拠出せず、運用指図のみを行う者をいいます。
加入者等	加入者と運用指図者のことをいいます。
個人別管理資産	将来において年金として給付に充てるべきものとして積み立てられている各人の年金資産のことをいいます。
第1号被保険者	国民年金法で定義されている被保険者の種別の一つです。第1号被保険者には、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者、農業や漁業に従事している者、その配偶者及び学生等が該当します。
第2号被保険者	国民年金法で定義されている被保険者の種別の一つです。第2号被保険者には、60歳未満の厚生年金保険の被保険者(民間のサラリーマン、国家公務員、地方公務員、私立学校の教職員など)が該当します。
第3号被保険者	国民年金法で定義されている被保険者の種別の一つです。第3号被保険者には、20歳以上60歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者が該当します。
第1号加入者	第1号被保険者の方で、個人型年金制度において掛金を拠出している者(加入者)のことをいいます。
第2号加入者	第2号被保険者の方で、個人型年金制度において掛金を拠出している者(加入者)のことをいいます。
第3号加入者	第3号被保険者の方で、個人型年金制度において掛金を拠出している者(加入者)のことをいいます。
移換	企業型確定拠出年金制度から個人型年金制度へ個人別管理資産及び個人の記録を移すこと、個人型年金制度から企業型確定拠出年金制度へ個人別管理資産及び個人の記録を移すこと、または、確定給付企業年金等の他の企業年金から確定拠出年金へ年金資産は加入期間の記録を移すことをいいます。
預け替え	既に個人別管理資産として保有している運用商品を売却し、他の運用商品を購入することを言います。「スイッチング」と言うこともあります。
還付	還付とは、本来掛金を拠出できない方が拠出した場合に、掛金に相当する額を返還することをいい、国民年金保険料を納付していなかった場合、加入者の資格を有していない方が拠出した場合、並びに法令及び個人型年金規約に定める限度額を超えて拠出した場合等が該当します。
個人型年金説明サイト	当社が運営するWEBサイト上で、主に個人型年金に関して説明しているWEBサイトのことを言います。新規に加入申出する方の資料請求、既に当社のiDeCo(個人型確定拠出年金)を利用している方の各種変更書類等の受付を行います。
利用者サイト	SBI ベネフィット・システムズが運営する、加入者等が掛金の配分割合の設定・変更、預け替えや個人別管理資産の残高の確認等を行うWEBサイトのことをいいます。
プラン	当社が実施しているiDeCo(個人型確定拠出年金)にはオリジナルプラン、セレクトプランの2つのプランがあります。
運営管理機関変更	他の運営管理機関で実施しているiDeCo(個人型確定拠出年金)を当社のiDeCo(個人型確定拠出年金)へ変更することをいいます。
プラン変更	当社が実施しているiDeCo(個人型確定拠出年金)のプランを変更することをいいます。

お手続きの流れ<加入・移換・運営管理機関変更>

① お申込み ※当社にて書類受理後、各申し出の取り下げは承ることができませんのでご注意ください。

- ・各種手続き書類を作成いただき、返信用封筒にてご返送ください。
- ・当社では、お客様よりご提出いただきました各種書類の受領連絡は行っておりません。受領の確認をご希望の場合は、当社カスタマーサービスセンターまでご照会くださいますようお願いいたします。
- また、各種書類のお客様控はあらかじめお手元に保管ください。お客様控を当社へお送りいただいた場合でも、当社からはご返送いたしておりません。

② ID・パスワードの郵送/メールアドレスの登録/掛金・移換金の配分設定/資格等の確認

【ID・パスワードの郵送】

- ・ご提出いただいた書類が国民年金基金連合会（委託先）で受付されますと、当社より『ID及びパスワードのお知らせ』を郵送いたします。（注1）
- （当社 iDeCo（個人型確定拠出年金）では、お客様の個人別管理資産や毎月の掛金の配分設定、預け替え、個人別管理資産残高の確認等を、記録関連業務の業務委託先であるSBI ベネフィット・システムズ社が提供する利用者サイト上で行っていただいております。お知らせします ID およびパスワードは、当該利用者サイトをご利用いただく際にご入力いただくものです。大切に保管ください。）

【メールアドレスの登録】

- ・「ID 及びパスワードのお知らせ」をご確認後、必ず利用者サイトにログインの上、「加入者情報の確認・変更」画面で、**お客様のメールアドレスをご登録ください。**

【掛金及び移換金の配分設定】

- ・掛金及び移換金の配分設定をお客さまご自身で行っていただく必要がございます。（掛金の配分設定は、同封の「加入者掛金配分設定届」にてご設定いただくことも可能です。）配分設定を行わず、一定の猶予期間を経過しますと「指定運用方法」での買い付けが行われる場合がございます。「指定運用方法」の詳細につきましては、第4章 当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）において特に注意すべきこと (2) 「当社が提示する iDeCo（個人型確定拠出年金）および指定運用方法」をご参照ください。

【資格等の確認】

- ・国民年金基金連合会で加入資格等の確認、移換手続き等を行い、確認・手続きが終わると状況に応じて各種通知書が郵送されます。

③ 掛金の引落および資産の移換

- ・ご指定の口座から掛金の引落が始まります。

【毎月定額で掛金を拠出する場合】

加入申出書類一式 → 毎月 1～5 日 (*1) までに当社着分 → 翌月 26 日より引落開始 (*2)

加入申出書類一式 → 毎月 6 日 (*1) ～月末までに当社着分 → 翌々月 26 日より引落開始（2ヶ月分の掛金引落）(*2)

- ・以後の掛金は、毎月 26 日（休日の場合は翌営業日）に引落となります。
- ・納付月と金額を指定して掛金を納める場合の詳しいスケジュールは、当社へお問い合わせください。

【企業型確定拠出年金から個人型確定拠出年金へ資産の移換をされた場合】

- ・資産移換は、完了まで1ヶ月半～3ヶ月程度要します。

【個人型年金加入者の方が当社へ運営管理機関の変更をされた場合】（毎月定額で掛金を拠出）

運営変更書類一式 → 毎月 1～5 日 (*1) までに当社着分 → 翌月 26 日より引落される掛金から当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）で運用 (*2)

運営変更書類一式 → 毎月 6 日 (*1) ～月末までに当社着分 → 翌々月 26 日より引落される掛金から当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）で運用 (*2)

- ・他社から当社への資産移換につきましては、手続き開始から完了まで1ヶ月半～3ヶ月程度要します。

（毎月6日～月末までの書類到着分は、翌月以降に資産移換の手続きが開始されます。）

- ・納付月と金額を指定して掛金を納める場合の詳しいスケジュールは、当社へお問い合わせください。

【個人型年金運用指図者の方が当社へ運営管理機関の変更をされた場合】

- ・手続き開始から完了まで1ヶ月半～3ヶ月程度要します。（毎月6日～月末までの書類到着分は、翌月以降に資産移換の手続きが開始されます。）

【プラン変更をされた場合】

プラン変更届→毎月1～5日（*1）までに当社着分→翌月26日より引落される掛金から新プランで運用（*2）

プラン変更届→毎月6日（*1）～月末までに当社着分→翌々月26日より引落される掛金から新プランで運用（*2）

- ・現在のプランで運用している年金資産は、新プランでのID発行後に、当社の任意のタイミングで現金化され、プラン変更届の締日（毎月5日）から2～3ヶ月後に移換されます。
- ・事前に掛金の配分設定が必要です。配分設定は抛出し日（掛金引落日の12営業日後）の前日までに利用者サイトにて行う必要があります。

（*1）5日が休業日の場合は、前営業日までといたします。

（*2）スケジュールは、お申込み書類などに不備がない場合の例です。また、26日が休日の場合は翌営業日に引落となります。

（*3）書類一式は不備なく当社にて審査が完了した場合の日程となります。また、受入書類の状況によりましては、さらにお時間をいただくこともございます。

④ 運用指図

- ・毎月の掛金の配分設定や個人別管理資産（積立資産）の預け替え（スイッチング）は、利用者サイト上およびSBIベネフィット・システムズ社のコールセンターを通じて行うことができます。

（注1）：

「IDおよびパスワードのお知らせ」については、お申込みいただいたご住所へ簡易書留（転送不可）にてご郵送します。

「IDおよびパスワードのお知らせ」については、書類受領後、最初に当社から発送する郵送物となります。

「IDおよびパスワードのお知らせ」の発送は、主に次のタイミングで行います。

なお、手続きの組み合わせにより、「IDおよびパスワードのお知らせ」の発送タイミングが異なります。

「IDおよびパスワードのお知らせ」の発送タイミング

【加入のお申出をされた場合】（※1）

加入申出書類一式 →毎月1～5日（※2）までに当社着分→ 翌月中旬に発送

加入申出書類一式 →毎月6日（※2）～月末までに当社着分→ 翌々月中旬に発送

【企業型確定拠出年金から個人型確定拠出年金へ資産の移換をされた場合】（※3）

当社で書類を受領後、約2～3週間後に発送

【個人型年金加入者または運用指図者の方が当社へ運営管理機関の変更をされた場合】（※4）

運営変更書類一式 →毎月1～5日（※2）までに当社着分→ 翌月中旬に発送

運営変更書類一式 →毎月6日（※2）～月末までに当社着分→ 翌々月中旬に発送

【プラン変更をされた場合】

プラン変更届→毎月1～5日（*2）までに当社着分→翌月中旬に当社よりIDおよびパスワードを発行。

プラン変更届→毎月6日（*2）～月末までに当社着分→翌々月中旬に当社よりIDおよびパスワードを発行。

（※1）国民年金基金連合会で、加入否決と裁定された場合は発送しません。

（※2）5日が休業日の場合は、前営業日までといたします。

（※3）国民年金基金連合会で受付された場合に発送します。ただし、お申出の内容が、記録と一致しているか否かについては、発送後に裁定されますのでご注意ください。

（※4）国民年金基金連合会で受付された場合に発送します。

（※5）書類一式は不備なく当社にて審査が完了した場合の日程となります。また、受入書類の状況によりましては、さらにお時間をいただくこともございます。

個人型年金掛金引落金融機関について

国民年金基金連合会と個人型年金の口座振替契約を行っており、掛金引落金融機関に指定することができる金融機関は以下の通りです。

【口座振替可能 金融機関】

- 都市銀行 ○ 地方銀行 ○ 第二地方銀行
- 信託銀行（三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行）

- 旧長期信用銀行（新生銀行・あおぞら銀行[注]）
[注]：あおぞら銀行インターネット支店は取扱不可
 - ゆうちょ銀行 ○ 信用金庫 ○ 信用組合
 - 労働金庫 ○信用農業協同組合連合会（信連）、農業協同組合（農協）
 - 住信 SBI ネット銀行 ○楽天銀行 ○イオン銀行、○ジャパンネット銀行
-

以下の金融機関は口座振替契約を行っていないため、掛金引落金融機関にご指定いただけません。

【口座振替不可 金融機関】

- 信用漁業協同組合連合会（信漁連）、漁業協同組合（漁協）
- 商工組合中央金庫 ● 農林中央金庫
- ネット系銀行（セブン銀行、ソニー銀行、大和ネクスト銀行、じぶん銀行など）
- 信託銀行の一部（野村信託銀行、SMBC 信託銀行など）
- 外国銀行（シティバンク など）
- その他（オリックス銀行 など）

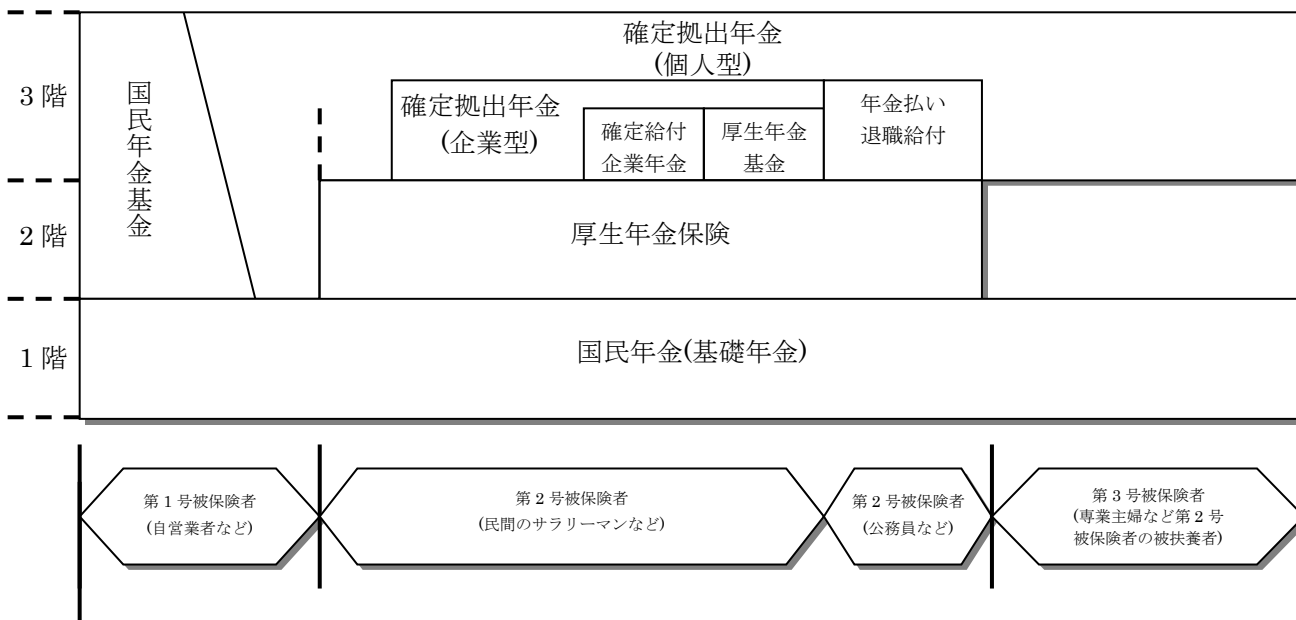
※上記以外の金融機関でも、国民年金基金連合会との口座振替契約を締結していない等の理由により、お取扱いできない場合があります。

第1章 確定拠出年金制度等の具体的な内容

(1) 日本の年金制度の概要及び年金制度における確定拠出年金の位置付け

①日本の年金制度

日本における年金制度は、国民年金(基礎年金)、国民年金基金等、厚生年金保険、企業年金等、そして確定拠出年金より構成されており、図に示しますと以下のように構成されております。



国民年金法では、個人の職業に応じて第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者に区分しています。それぞれの被保険者の種別は以下のとおりです。

第1号被保険者	日本に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者、農業や漁業に従事している方、その配偶者及び学生等
第2号被保険者	60歳未満の厚生年金保険の被保険者(民間企業のサラリーマン、国家公務員、地方公務員、私立学校の教職員など)
第3号被保険者	20歳以上60歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者

②確定拠出年金制度

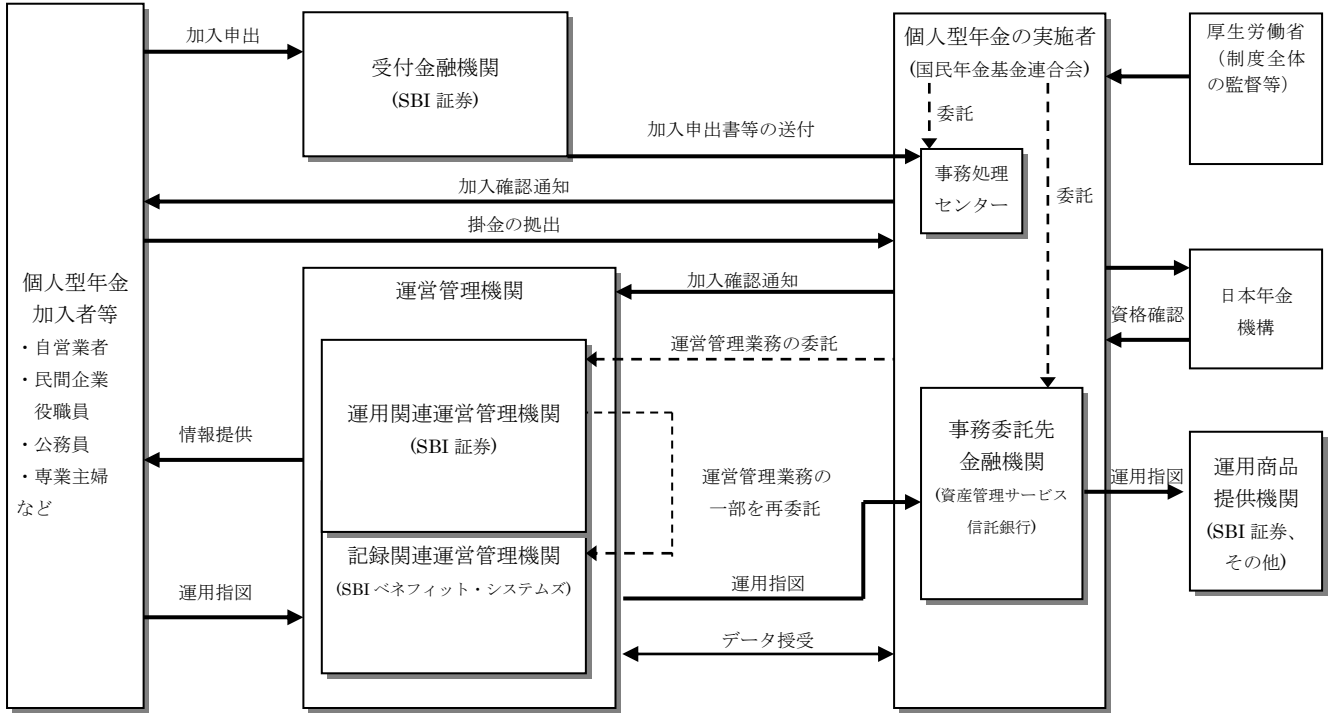
確定拠出年金は、国民年金基金や既存の企業年金のような確定給付年金に加えて、新たな選択肢として公的年金に上乗せされる制度です。確定拠出年金は以下のような特徴があります。

- ・ 拠出された掛金が個人毎に明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとにして給付額が決定される年金で、加入者自身が自己の責任において運用商品を選択し、その結果に基づいて年金が支給されます。
- ・ 企業が導入し従業員のために掛金を拠出する「企業型」(以下「企業型確定拠出年金」といいます。)と、個人が任意に加入し、自ら掛金を拠出する「個人型」(以下「個人型年金」といいます。)とに分けられます。
- ・ 個人の持分が明確に区分されていますので、転職時にはお客様の状況に応じて確定拠出年金制度間であれば個人別管理資産を持ち運びできます。これをポータビリティといいます。
- ・ 個人型年金におきましては、既にある個人別管理資産の運用指図のみを行う運用指図者として iDeCo (個人型確定拠出年金) を利用することが可能です。
- ・ 拠出額については、全額所得控除の対象となります。

(2) 個人型年金の概要

①個人型年金に関する各機関の役割

個人型年金に関する各機関の役割を図に示すと以下のとおりです。



個人型年金は、確定拠出年金法により、国民年金基金連合会が個人型年金の実施者として定められています。

また、国民年金基金連合会は、個人型年金の運営管理業務及び各種事務を委託することができるものとされています。当社は、国民年金基金連合会より運営管理業務の委託を受けており、運営管理業務のうち、記録関連運営管理業務に関してはSBIベネフィット・システムズ株式会社(以下「SBIベネフィット・システムズ」といいます。)に再委託しております。各機関が行う業務の内容は以下に示すとおりです。

個人型年金の実施者	<p>確定拠出年金法により、個人型年金の実施者として国民年金基金連合会が指定されています。国民年金基金連合会は主に以下の役割を担っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者の資格の確認に係る業務 ・ 掛金の限度額の管理に係る業務 加入者からの掛金の収納に係る業務 ・ 個人型年金における個人型年金規約の策定 加入者等に関する原簿を備え、これに加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日等を記録し、保存する業務
事務処理センター	<p>事務処理センターは国民年金基金連合会との委託契約により、以下の業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入申出書の入力 ・ 事業所登録届の入力 ・ 変更届の入力 各種届書に関する照会 ・ 再発行等の通知書の送付
厚生労働省	<p>厚生労働省の役割は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度全体の監督 ・ 運営管理機関の登録
日本年金機構	<p>日本年金機構の役割は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格確認のための情報提供 <p>(国民年金の被保険者資格に関する資料、国民年金の第1号被保険者の納付に関する資料)</p>
受付金融機関	<p>加入者等からの各種届を受け、国民年金基金連合会へ送付する金融機関等をいいます。受付金融機関は主に以下の業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入申出書、事業所登録申請書の受付 ・ その他各種変更届等の受付 <p>当社は、国民年金基金連合会より受付金融機関としての業務の委託を受けております。</p>
運用関連運用管理機関	<p>個人型年金において、運用関連の業務を行う機関をいいます。運用関連運用管理機関は主に以下の業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人型年金における運用商品の選定及び加入者等への提示 ・ 商品の運用に関する情報の提供 <p>当社は、国民年金基金連合会より運用関連運用管理機関としての業務の委託を受けております。</p>

記録関連 運営管理機関	個人型年金において、記録関連の業務を行う機関をいいます。記録関連運営管理機関は主に以下の業務を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に係る事項の記録、保存及び通知 ・加入者等が行った運用の指図のとりまとめ及びその内容の資産管理機関または連合会への通知 ・給付を受ける権利の裁定 当社は、国民年金基金連合会より記録関連運営管理機関としての業務の委託を受けておりますが、当該記録関連運営管理業務を SBI ベネフィット・システムズに再委託しております。
事務委託先 金融機関	個人型年金において、国民年金基金連合会より委託を受けて、事務を行う機関をいいます。事務委託先金融機関は主に以下の業務を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・積立金の管理に関する事務 ・積立金の運用に関する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に関する事務 ・個人型年金における記録関連運営管理機関の給付金裁定に基づく、給付金支給事務
運用商品提供機関	預金、保険商品、投資信託等の運用商品を提供する機関をいいます。当社が選定・提示する iDeCo (個人型確定拠出年金) におきましては、主に当社が運用商品を提供しています。

②個人型年金に加入できる方とその拠出額の限度

個人型年金には原則すべての国民年金の被保険者（厚生年金保険被保険者を含む。（※1））が加入できます。

※1 第2号被保険者が個人型年金に加入するためには、勤めている事業所が個人型年金を実施する事業所として国民年金基金連合会に登録されている必要があります。

但し、下記に該当する方は加入できません。

被保険者の種別	加入できない方
第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金の被保険者 ・国民年金の保険料を免除、半額免除、一部免除、学生納付猶予、若年者納付猶予されている者(但し、障害基礎年金の受給権者や厚生労働省令で定める施設の入所者は除きます)
第2号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・個人型年金に加入できることが規約に定められていない企業型確定拠出年金に加入されている方

個人型年金の掛金額は、下記の被保険者種別や企業年金の実施状況によって決まる限度額の範囲で、5,000 円以上 1,000 円単位で任意に設定できます。

被保険者種別または企業年金の実施状況		月額限度額
第1号加入者		68,000 円(※1)
第2号加入者	企業年金、企業型確定拠出年金のいずれにも加入していない方	23,000 円
	企業型確定拠出年金に加入している方(※2)	20,000 円
	企業年金に加入している方(※3)、または共済組合（長期）の組合員・加入員（国家公務員、地方公務員、私立学校の教職員など）	12,000 円
第3号加入者		23,000 円

※1 国民年金基金に加入している方、または国民年金の付加保険料を納付している方は、それぞれの掛金または保険料とあわせて 68,000 円が限度となります。

例 1) 国民年金基金の加入者で毎月 15,000 円を納付している方の個人型年金の掛金の限度額は 68,000 円 - 15,000 円 = 53,000 円となります。

例 2) 国民年金の付加保険料を納付している方は、67,000 円が個人型年金の掛金の限度額となります。(68,000 円 - 400 円 = 67,000 円 掛金は 1,000 円単位のため。)

※2 他の企業年金が実施されておらず、加入する企業型確定拠出年金の規約に、個人型年金に加入できることが定められている場合に限り、適用されます。

※3 企業年金とは、厚生年金基金、確定給付企業年金及び石炭鉱業年金基金をいいます。また、企業年金以外に企業型確定拠出年金に加入している場合でも、企業型確定拠出年金規約に、個人型年金に加入できることが定められている場合はこれに含まれます。

③運用商品の範囲、加入者等への運用商品の提示の方法及び運用商品の預け替え機会の内容

運用商品の範囲、加入者等への運用商品の提示の方法及び運用商品の預け替え機会に関する法制度上の原則と iDeCo (個人型確定拠出年金) での実施内容は以下のとおりです。

項目	原則	当社の iDeCo (個人型確定拠出年金)
運用商品の範囲	預貯金、信託商品、有価証券(公社債、投資信託、株式等)、保険商品等から運用関連運営管理機関が選定することとされています。	当社の iDeCo (個人型確定拠出年金) の運用商品は、元本確保型の運用商品として定期預金、積立年金保険を提示しています。また、元本変動型の商品として投資信託を提示しています。
運用商品の提示の方法	個人型年金の加入時又は加入者等の求めに応じて、適切な方法で提示するものとされています。	当社の iDeCo (個人型確定拠出年金) では、主に当社利用者サイトを通じて、運用商品の提示を行っています。また、カスタマーサービスセンター、営業員を通じて運用商品の提示を行うことがあります。
運用商品の預け替え機会	少なくとも 3 ヶ月に 1 回は、預け替えの機会を提供するものとされています。	当社の iDeCo (個人型確定拠出年金) では、1 日に 1 回の預け替えの機会を提供しています。

④給付の種類、受給要件、給付の開始時期及び給付(年金又は一時金別)の受取方法

個人型年金の加入者等は、以下に記載する給付により積み立てた個人別管理資産を受け取ることができます。なお、加入者等の個人別管理資産は、下記の給付又は脱退一時金以外での引き出しはできません。当社の iDeCo (個人型確定拠出年金) におきまして、加入者等が給付の請求は、記録関連運営管理業務を行います SBI ベネフィット・システムズが受け付けております。

給付の種類	受給要件	受取方法
老齢給付金(※1)	加入者等は、加入期間に応じ(※2)60 歳以上 70 歳未満までの間に給付を請求することにより受給できます。(※3)	5 年以上 20 年以下の支給期間を受給者が定めて年金として受け取る方法、又は一時金として受け取る方法を選択できますが、当社の iDeCo (個人型確定拠出年金) における受取方法は、「第 4 章 (9) 給付の受取方法」に記載の取扱いとなります。
障害給付金	加入者等が、国民年金法第 30 条第 2 項に規定する障害等級の 1 級及び 2 級に該当する障害の状態に至った場合、給付を請求することにより受給できます。	5 年以上 20 年以下の支給期間を受給者が定めて年金として受け取る方法又は一時金として受け取る方法を選択できますが、当社の iDeCo (個人型確定拠出年金) における受取方法は、「第 4 章 (9) 給付の受取方法」に記載の取扱いとなります。
死亡一時金	加入者等が死亡した場合、その遺族(※4)の方が請求して受給できます。	一時金としてのみ受け取ることができます。

※1 障害給付金の受給権者は、老齢給付金としての受給はできません。

※2 確定拠出年金制度への加入期間(企業型確定拠出年金及び個人型年金における加入者期間と運用指図者期間の合算をいいます。)と受取開始が可能となる年齢の関係は以下のようになります。

■加入期間と受取開始可能年齢

加入期間	受取開始可能年齢	加入期間	受取開始可能年齢
10 年以上	60 歳以上 70 歳未満	4 年以上	63 歳以上 70 歳未満
8 年以上	61 歳以上 70 歳未満	2 年以上	64 歳以上 70 歳未満
6 年以上	62 歳以上 70 歳未満	1 ヶ月以上	65 歳以上 70 歳未満

※3 70 歳までに老齢給付金の受給の請求を行わなかった場合、積み立てた個人別管理資産は自動的に現金化され、一時金として支給されます。

※4 請求できる遺族の範囲及び順位については、確定拠出年金法の定めによります。

⑤企業型確定拠出年金の加入者が転職又は離職した場合の個人型年金への資産移換について

企業型確定拠出年金の加入者等が転職又は離職した場合、新たな勤務先が企業型確定拠出年金の実施されている民間企業であって、その加入者となる場合には個人別管理資産をその企業型確定拠出年金に移換する必要がありますが、それ以外

の場合（転職先が企業型確定拠出年金を実施されていない民間企業もしくは共済組合の加入団体の場合や個人事業主または専業主婦となる場合など）は、企業型確定拠出年金で積み立てた個人別管理資産を個人型年金に移換できます。上記以外の場合はケースによって異なりますので、カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

⑥ 拠出、運用及び給付の各段階における税制措置の内容

個人型年金では拠出、運用及び給付の各段階において税制上の優遇措置が講じられています。税制措置の概要は以下の表のとおりです。なお、税制に関しては将来変更される場合があります。税制の詳細に関しましては、最寄りの税務署又は税理士等の専門家にご相談ください。

各 段 階		内 容	
拠出時	掛金	全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となり、所得税、住民税が軽減されます。（※1）	
運用時	運用益、利息、配当等	非課税です。	
	積立金	特別法人税と法人住民税が課税（※2）されます。	
給付時	老齢給付金	一時金	退職所得として課税されます。（但し、退職所得控除があります。）
		年金	雑所得として課税されます。（但し、公的年金等控除（公的年金や他の企業年金の給付と合算）があります。）
	障害給付金	非課税です。	
	死亡一時金	みなし相続財産として相続税の対象となります。	
	脱退一時金	一時所得として課税されます。（但し、特別控除（年額 50 万円まで）があります。）	

※1 社会保険料控除の場合は、世帯主などが生計を共にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合にも所得控除を受けることができるのに対して、小規模企業共済等掛金控除は、加入者の方本人の掛金のみ所得控除の対象となります。

※2 確定拠出年金では、拠出時や運用時の課税が給付時まで繰り延べられます。その延滞利息として年金資産に対して課せられる税金です。年金資産に対して年 1.173%（法人住民税 0.173%を含む）が課税されます。但し、平成 32 年 3 月末まで課税は凍結されています。課税凍結が解除された場合、年金資産はその分目減りします。

⑦ 企業年金制度に加入していた方が転職又は離職した場合における資産移換の方法

企業年金制度（厚生年金基金、確定給付企業年金および企業年金連合会に限ります）に加入していた方で一定の要件を満たす方については個人型年金にこれらの年金資産を移換することが可能です。

加入していた企業年金制度	個人型年金へ移換するための要件	手続き期限およびご照会先
厚生年金基金 確定給付企業年金（※1）	以下の要件全てを満たす必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金基金、確定給付企業年金を脱退し、かつ、脱退一時金相当額を受け取っていないこと。 厚生年金基金、確定給付企業年金を脱退してから 1 年を経過していないこと。 移換申出時に個人型年金の加入（掛金を拠出する）手続きを行っていること。 	ご希望される方は期限内に S B I 証券カスタマーサービスセンターまでご照会ください。
企業年金連合会	以下の要件全てを満たす必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金基金、確定給付企業年金の脱退一時金相当額を企業年金連合会に移換したことがある方。 移換申出時に iDeCo（個人型確定拠出年金）に加入（掛金を拠出する）手続きを行っていること。 	iDeCo（個人型確定拠出年金）への加入の申出を行ってから 3 ヶ月以内に所定の手続きを行う必要がありますので、ご希望される方は速やかに企業年金連合会までご照会ください。

※1 確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税され、給付時に非課税の取扱いとなっていますが、確定給付企業年金（確定給付企業年金から脱退一時金相当額の移換を受けた企業年金連合会を含む）から個人型年金へ脱退一時金相当額または積立金を移換した場合、給付時に課税されることとなります。また、一旦、確定拠出年金へ移換された脱退一時金相当額を、その後厚生年金基金・企業年金連合会へ再移換することはできませんので、各制度の給付の内容や支給時期をご確認のうえ、移換をお申出ください。（一定の条件を満たした場合、確定拠出年金から確定給付企業年金への移換は可能です。）

⑧加入条件を満たしていない拠出金の払戻し処理（還付）について

個人型年金の加入条件を満たしていない期間に掛金の拠出をされた場合、または所定の拠出限度額を超えて掛金を拠出された場合は、当該期間に拠出された年金資産を取り崩し、所定の還付手数料を控除した金額が払い戻されること(還付)となっております。還付の判定は、国民年金基金連合会によって行われます。還付が発生した場合は、国民年金基金連合会より委託を受けた記録関連運営管理機関(SBIベネフィット・システムズ株式会社)が定める日に還付を行います。なお、還付手数料は加入者の負担となり、いかなる場合でも無料とすることはできません。また、すでに所得控除を受けている場合には、確定申告の修正申告が必要です。

還付は、主に以下の理由によって行われます。

主な還付理由	還付要件	
国民年金未納	個人型年金は、公的年金（国民年金）に上乗せされる年金制度であり、国民年金の第1号被保険者の方が掛金の拠出（掛金の引落し）をするためには、国民年金保険料の納付をしていることが必須条件となっております。（確定拠出年金法第68条） そのため、国民年金保険料が未納となっている月に拠出された掛金は、国民年金基金連合会の指示により還付（掛金相当額の払戻し）が行われます。	
加入資格なし	個人型年金では、右記の事由に該当する場合は、掛金を拠出することが出来ません。右記に該当する方は、国民年金基金連合会の指示により還付（掛金相当額の払戻し）が行われます。	第1号被保険者で日本国内に住所を有しない方、その他の理由により国民年金の被保険者でなくなった方
		国民年金保険料の全額免除または一部免除等、学生納付猶予、若年者納付猶予の方 農業者年金の被保険者の方
		国民年金の第2号被保険者で、規約に個人型年金に加入できる定めのない企業型確定拠出年金制度に加入した方
拠出限度額オーバー	国民年金の第1号被保険者の方の個人型年金の掛金は、国民年金の付加保険料、または国民年金基金の掛金を含め68,000円が上限額となっております。被保険者種別が変更した場合、または第2号被保険者のままであっても、他の企業年金等の加入の状況によって上限額が異なります。上限額を超え拠出した月の掛金は、国民年金基金連合会の指示により還付（掛金相当額の払戻し）が行われます。（※1）	
遡及喪失	変更月以降に加入者資格喪失手続きをされた場合は、月日を遡って個人型年金加入者資格喪失手続きが行われます。たとえば、転職等の理由により企業型確定拠出年金の加入者資格を取得されますと、個人型年金の加入者資格喪失手続きが必要になりますが、企業型確定拠出年金加入者資格取得月以降に個人型年金加入者資格喪失手続きをされた場合は、月日を遡って資格喪失手続きが行われます。これらの場合、資格喪失日以降に拠出された掛金につきましては、国民年金基金連合会の指示により還付（掛金相当額の払戻し）が行われます。	

※1 区分による掛金（毎月の掛金ではない複数月掛金）については、法令上の掛金上限額と実際の区分ごとの掛金設定額を勘案し限度額超過部分を計算して得られたものが還付払戻し対象となります。

⑨運営管理機関等の各機関が破綻した場合の対応

運営管理機関等の各機関が破綻した場合の対応は以下のとおりです。

機関		破綻時の対応
運営管理機関		破綻を理由に個人別管理資産が削減されることはありません。ただし、新しい運営管理機関に引き継ぐこととなりますので、運用商品が変わることとなります。
事務委託先金融機関		破綻を理由に個人別管理資産が削減されることはありません。ただし、新しい事務委託先金融機関に引き継ぐこととなりますので、運用商品が変わることとなります。
商品提供機関	銀行商品	預金保険機構によって、一般の預金と合計して元本1,000万円とその利息まで保護されます。
	保険商品	生命保険契約者保護機構によって、原則として責任準備金の90%まで補償されます。
	投資信託	運用商品は信託銀行で分別して管理・保全されています。

⑩国民年金基金連合会、運営管理機関及び資産管理機関の行為準則の内容

i)国民年金基金連合会

国民年金基金連合会の行為準則をまとめると以下のとおりです。(確定拠出年金法第 43 条、確定拠出年金法施行規則第 60 条より抜粋し,当社が要約)

忠実義務	法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及びや個人型年金規約を遵守し、個人型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。
個人情報の保護	個人型年金の実施に係る業務に関し、個人型年金加入者等の個人の情報を保管し又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し及び使用しなければならない。但し、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合はこの限りではない。
禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> 自己又は個人型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を選定すること。 自己又は個人型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、運営管理業務の委託にかかわる契約を締結すること。 運営管理業務を委託した運営管理機関に、特定の運用の方法を個人型年金加入者等に対し提示させること。 運営管理業務を委託した運営管理機関に、個人型年金加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと又は行わないことを勧めさせること。 個人型年金加入者等に、特定の運用の方法について指図を行うこと又は行わないことを勧めること。 個人型年金加入者等に、運用の指図を連合会又は個人型年金加入者等以外の第三者に委託することを勧めること。 個人型年金加入者等に、当該個人型年金加入者等に係る運営管理業務を行う運営管理機関として特定のものを指定し、又はその指定を変更することを勧めること。

ii)運営管理機関

運営管理機関の行為準則の内容は以下のとおりです。(確定拠出年金法第 99 条、第 100 条、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 10 条より抜粋し,当社が要約)

忠実義務	法令に基づいてする主務大臣の処分及び運営管理契約を遵守し、企業型確定拠出年金及び個人型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない
個人情報の保護	企業型確定拠出年金又は個人型年金の実施に係る業務に関し、企業型確定拠出年金及び個人型年金加入者等の個人に関する情報を保管し又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し及び使用しなければならない。但し、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合はこの限りでない
禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、企業型確定拠出年金及び個人型年金加入者等の損失の全部又は一部を負担することを約すること。 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、企業型確定拠出年金及び個人型年金加入者等又は当該相手方に特別の利益を提供することを約すること。 運用関連業務に関し生じた企業型確定拠出年金及び個人型年金加入者等の損失の全部若しくは一部を補てんし又は当該業務に関し生じた企業型確定拠出年金及び個人型年金加入者等の利益に追加するため、当該加入者等又は第三者に対し、財産上の利益を提供し又は第三者をして提供させること（自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。）。 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し又はその解除を妨げるため、運営管理業務に関する事項であって、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なことについて、故意に事実を告げず又は不実のことを告げること。 自己又は企業型確定拠出年金及び個人型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を加入者等に対し提示すること 企業型確定拠出年金及び個人型年金加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること。 運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者が、運用関連業務に係る事務を併せて行うこと。 企業型確定拠出年金及び個人型年金加入者等に対して、年金制度に関する事項であって、不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業型確定拠出年金及び個人型年金加入者等に対して、提示した運用の方法に関し、不実のことを告げ、若しくは利益が生じること又は損失が生じることが確実であると誤解させるおそれのある情報を提供し、運用の指図を行わせること。 ・ 企業型確定拠出年金及び個人型年金加入者等に対して、提示したいずれかの運用の方法につき他の運用の方法と比較した事項であって不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること。 ・ 企業型確定拠出年金及び個人型年金加入者等に対して、提示した運用の方法に関する事項であって運用の指図を行う際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、若しくは不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ又は表示すること。 ・ 企業型確定拠出年金加入者等が確定拠出年金運営管理機関を選択できる場合において、その選択について企業型確定拠出年金加入者等を勧誘するに際し又は選択した確定拠出年金運営管理機関の変更を妨げるため、当該企業型確定拠出年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項につき、故意に事実を告げず又は不実のことを告げること。 ・ 運営管理機関の指定又は指定の変更について個人型年金加入者等を勧誘するに際し又は確定拠出年金運営管理機関の指定の変更を妨げるため、当該個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項につき、故意に事実を告げず又は不実のことを告げること。
--	---

iii) 資産管理機関(個人型年金における事務委託先金融機関を含む)

資産管理機関の行為準則の要点は以下のとおりです。(確定拠出年金法第 44 条より抜粋し,当社が要約)

忠実義務	法令及び資産管理契約を遵守し、企業型確定拠出年金又は個人型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。
------	--

第2章 金融商品の仕組みと特徴

(1) 預貯金

性格又は特徴	一定の金額を一定の期間預けると、あらかじめ決められた金利で運用され、満期時に元本と利息が支払われます。安全に運用したい場合に向いています。
種類	銀行等で取り扱われる普通預金、貯蓄預金、定期預金等。ゆうちょ銀行で取り扱われる通常貯金、通常貯蓄貯金、定額貯金等。
期待できるリターン	利息
考えられる主なリスク	取扱金融機関の信用リスク、インフレリスク
時価等に影響を与える要因等	—
その他	定期性の預貯金を途中解約する場合は預け入れ時の金利より低い金利が適用される又は手数料がかかることがあります。

(2) 信託商品

性格又は特徴	信託銀行が委託された資金・資産の運用・管理を行い、運用収益を配当金として支払います。
種類	信託銀行で取り扱われる金銭信託、ヒット、スーパーヒット、貸付信託等
期待できるリターン	配当金
考えられる主なリスク	取扱金融機関の信用リスク
時価等に影響を与える要因等	—
その他	換金の制限または途中解約時に解約手数料がかかる場合があります。また、元本補填契約のある商品と元本補填契約がない商品があります。

(3) 投資信託

性格又は特徴	多数の投資家から集めた資金を一つにまとめ、投資信託委託会社が株式、債券等で運用を行う商品です。小額の資金でも分散投資が可能なおとに加え、専門家が運用を行うため、投資の経験が少ない人でも利用しやすいという特徴があります。
種類	株式投資信託、公社債投資信託、MMF、中期国債ファンド等
期待できるリターン	売却益又は償還差益、収益分配金
考えられる主なリスク	価格変動リスク、為替リスク
時価等に影響を与える要因等	組み入れられている個々の株式や債券等の値動きや、投資信託が投資している有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化、為替の変動により、投資信託の基準価格は変動します。
その他	解約の制限または途中解約時に信託財産留保額等がかかる場合があります。また、分配金及び元本が保証された商品ではありません。

(4) 債券

性格又は特徴	債券とは、国や地方公共団体、企業などが投資家から資金を借り入れ、そのかわりに発行する「借用証書」のようなものです。発行される時に決められた利息が定期的に支払われ、満期になれば額面金額が戻ってくるので、満期まで持てば確定した利回りが確保できます。一般的に債券は、店頭市場で売買されます。その時の市場価格で売却するため、購入価格を下回る場合もあります。
種類	国債、地方債、社債、外国債券等
期待できるリターン	売却益又は償還差益、利息、為替差益
考えられる主なリスク	価格変動リスク、発行体の信用リスク、為替リスク
時価等に影響を与える要因等	市場金利の状況によって、債券の価格は変動します。また、発行体の信用状況によって債券の価格は変動し、又は支払い不能となる場合があります。外国通貨建の債券の場合には為替の変動による為替差損益が生じます。
その他	債券の発行者により利息及び元本の償還が保証されていますが、発行者の倒産等による経営・財務の状況の変化によっては、利息の支払い及び元本の償還が予定通り行われない可能性があります。

(5) 株式

性格又は特徴	企業が事業の元手となる資金を調達することを目的として発行する有価証券で、株主の持分を示しています。株式を保有することで配当金を受けたり、値上がり時には売却することにより譲渡益を得ることができます。上場株式の場合は、取引所で市場価格による売却ができます。その時の市場価格で売却するため、購入価格を下回る場合もあります。一般的に他の商品と比較してリスク、リターンが高い傾向にあります。
種類	上場株式等
期待できるリターン	売却益、配当金
考えられる主なリスク	価格変動リスク、発行体の信用リスク
時価等に影響を与える要因等	企業の業績、市場金利、景気、為替、株式市場全体の動向など様々な要因によって、株式の価格は変動します。また、発行体の信用状況によって株式の価格は変動し又は無価値となる場合があります。
その他	配当及び元本(購入金額)が保証された商品ではありません。

(6) 保険商品(有期利率保証型保険商品)

性格又は特徴	一定期間の利率が保証され、保証期間終了時(満期時)の受取額が約束される商品です。
種類	積立傷害保険、積立生命保険等
期待できるリターン	配当金、利息等
考えられる主なリスク	取扱保険会社の信用リスク、インフレリスク
時価等に影響を与える要因等	—
その他	途中解約時には解約控除により元本を下回る可能性があります。

第3章 資産の運用の基礎知識

(1) 資産の運用を行うに当たっての留意点

確定拠出年金法第24条におきまして、運用関連運営管理機関は、運用関連運営管理機関が提示した運用方法について、これに関する利益の見込み及び損失の可能性、加入者等が運用指図を行うために必要な情報を提供するものと定められています。加入者等におきましては、これらの運用関連運営管理機関から提供される情報に基づき、提示される金融商品の仕組、特徴及びリスク等を十分に認識した上、運用する必要があります。

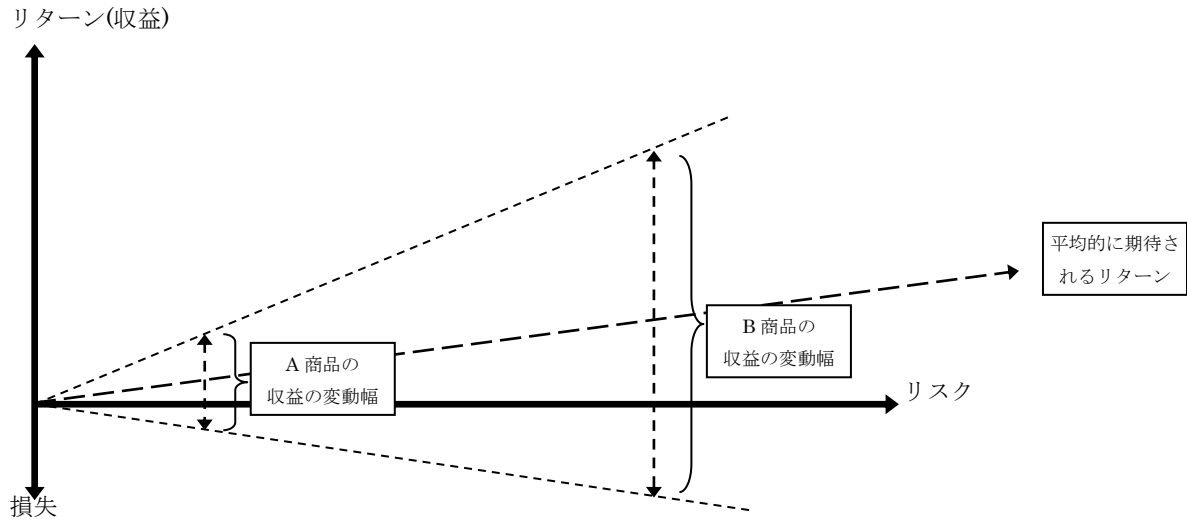
(2) リスクの種類と内容

一般的に金融商品には概ね以下のようなリスクが存在します。これらのリスクを十分認識したうえで運用する必要があります。

リスク	内容
価格変動リスク	金融商品の価値(価格)が変動するリスクのことをいい、金融・経済情勢、企業業績、これらに関する外部評価の変化、景気など様々な要因により価値(価格)が変動します。これらの変動により、金融商品の価値(価格)が下落し、投資元本を割り込むことがあります。
信用リスク	元本の保証がある場合には保証している主体、株式・債券などは発行している主体の信用力の低下、これらに関する外部評価の変化や倒産等の理由により、購入した金融商品の利息、元本、価値(価格)等が変動し、投資元本を割り込むことがあります。
流動性リスク	購入した金融商品を解約又は売却ができない条件が付されている又は取引市場における取引が希薄又は存在しないなどの理由で、金融商品を取引したいタイミングで取引できない可能性があります。
金利変動リスク	金利が変動することにより、金融商品の価値(価格)が変動するリスクのことをいい、この変動により、当初購入した金融商品の価値(価格)が下落し、投資元本を割り込むことがあります。
インフレリスク	物価の上昇により、実質的な資産価値が減少する可能性があります。
為替リスク	外貨建の金融商品又は外貨建の資産が組み入れられている金融商品など、外国為替相場の変動により、円換算した金融商品の価値(価格)が変動するリスクのことをいい、この変動により、金融商品の価値(価格)が下落し、投資元本を割り込むことがあります。
カントリーリスク	外国の株式や債券等又はこれらの金融商品を組み入れた金融商品など、投資先の国の政治・経済情勢の変化により金融商品の価値(価格)が変動するリスクのことをいい、この変動により、金融商品の価値(価格)が下落し、投資元本を割り込むことがあります。
その他各商品固有のリスク	その他、商品毎に特有のリスクがある場合があります。これらのリスクに関しては運営管理機関が提供する商品説明資料等をご確認ください。

(3) リスクとリターンの関係

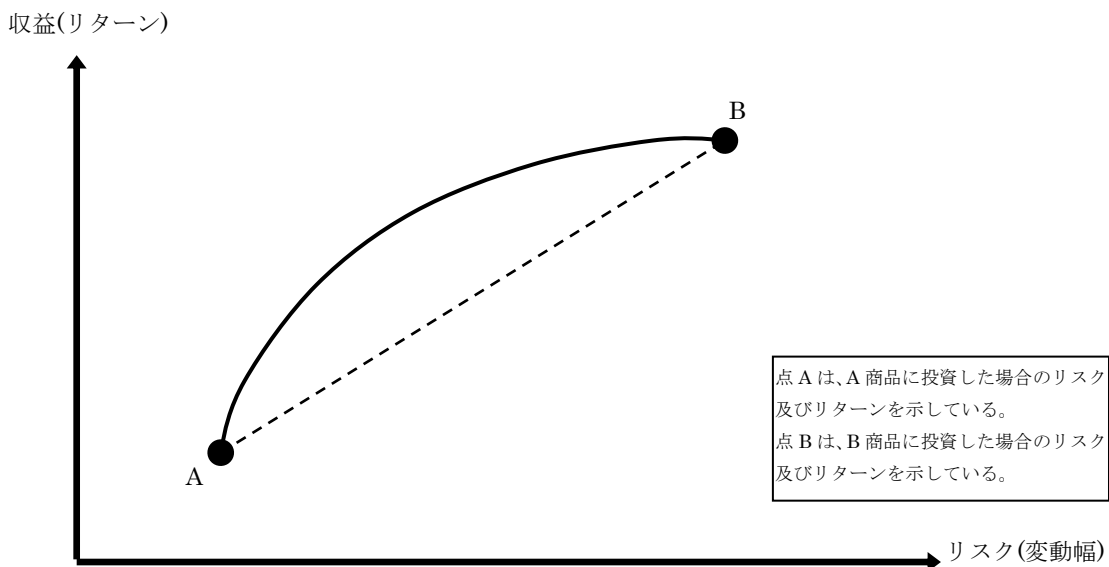
年金資産を運用するにあたって、リスクと期待リターンの関係をここで説明します。通常、期待リターンとは、投資した結果、期待される収益(損失の場合もあります。)のことをいいます。一方、リスクとは期待されるリターンの不確実性(変動幅の大きさ)のことをいいます。リスクが大きい(つまりリターンの変動幅が大きい)金融商品の場合には、大きな収益を期待できる一方、大きな損失を被る可能性も大きくなります。以下、図においてリスクとリターンの概念を説明します。



上記の図において、A商品とB商品を比較した場合、A商品は期待リターンの変動幅が小さく、B商品は期待リターンの変動幅が大きい商品となっております。期待リターンの小さいA商品は大きなマイナスの可能性も低くなりますが、期待されるリターンも小さくなります。また、高いリターンを期待できるB商品は、それだけリスクが大きく、大きなマイナスのリターンになる可能性も大きくなります。

(4) 分散投資の考え方とその効果

現代ポートフォリオ理論(※1)では、複数の種類の金融商品、異なる証券等に投資したポートフォリオ(※2)において、期待リターンは各々の個別の金融商品、証券のリターンを加重平均することで求められますが、リスクに関しては加重平均では求められないとされております。モデルを単純化して、完全に相関していない(相関係数が1ではない)2つの異なる種類のA商品、B商品のみを組み合わせたポートフォリオを例に、以下の図にて説明します。



A 商品と B 商品のみで構成されるポートフォリオの組み合わせ比率に応じたリスク及びリターンの軌跡を考えると、現代ポートフォリオ理論によると、A と B を結んだ曲線(実線)になることが知られています。このように、ポートフォリオの組み合わせ比率に応じたリスク及びリターンの軌跡が、AB 間の直線(点線)とならずに、AB 間の曲線(実線)となるのは、A 商品と B 商品が完全に相関していないためです。このように、複数の商品、証券等(上図の例では A 商品と B 商品)に分散して投資することによって、ポートフォリオのリスクが個々の構成商品、証券等のリスクの平均値以下に下がる効果は、ポートフォリオ効果、分散投資効果などと呼ばれています。ポートフォリオを構成する商品、証券等を増加させ、より多数の商品、証券等によるポートフォリオを構築することにより、より安定したポートフォリオ効果を得ることができます。

※1 現代ポートフォリオ理論とは、1990 年にノーベル経済学賞を受賞したマーコウィッツ(H. Markowitz)により提唱された、ポートフォリオのリターンとリスクとの関係を定式化(平均-分散アプローチ)することによってポートフォリオの構築を明示的に計量化する理論体系のことを言います。

※2 投資家が保有している株式や債券等の金融資産の集合体のことを言います。

(5) 長期運用の考え方

金融商品の中でも株式は日々価格が変動しており、短期的には元本を下回ることもあります。しかし、一般的には、長期的に見ると価格はなだらかに上昇し、高いリターンを得ることができると言われています(※1)。年金資産の運用においては、短期的な値動きに一喜一憂することなく、長い目で運用の成果を見ていくという姿勢も大切です。

※1 今後、同様の結果となることを約束するものではありません。

第4章 当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）において特に注意すべきこと

(1) 諸経費

当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）において必要となる諸経費につきましては、「SBI 証券個人型確定拠出年金 必要諸経費」をご確認ください。

手数料課金についての注意点

※本注意点は、2017年5月18日まで（但し、運用指図者においては2017年5月の資産売却による手数料充当課金が完了するまで）の諸経費に関する内容になりますので、ご注意ください。

iDeCo（個人型確定拠出年金）の運営管理機関手数料の課金の有無は、記録関連運営管理機関 SBI ベネフィット・システムズによって確認される、所定の課金判定日における個人別管理資産の評価により判定されます。

iDeCo（個人型確定拠出年金）では、上記によって評価される個人別管理資産残高が一定金額以上の場合、月額運営管理機関手数料が無料となります。運営管理手数料が無料となる個人別管理資産残高については、別紙①をご参照ください。

※評価の対象には当社の証券総合口座でお預りの株式・投資信託などの評価額は含みません。

※個人別管理資産へのご入金は、毎月の掛金及び移換資産のみとなります。個人別管理資産へ一括でご入金いただくことはできません。

※運営管理機関手数料が無料となる月でも、国民年金基金連合会、および事務委託先金融機関の管理手数料は定めに応じて課金されますのでご注意ください。

1. 課金判定日

運営管理機関手数料の課金判定日は、お客様の掛金拠出の有無に関わらず、当社 iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金引落日として定められた日である毎月 26 日（休日の場合は翌営業日）の 12 営業日後の日の終了時点です。

2. 個人別管理資産残高の評価方法

課金の有無の判定は、課金判定日における個人別管理資産として保有される運用商品の時価^{*3}で評価します。

*3：時価単価にそれぞれの運用商品の口数を乗じた金額で評価（掛金引落日や他制度からの移換金の入金金額ではありません。）

なお、課金判定日の前月に引落された掛金は、事務委託先金融機関から記録関連運営管理機関への入金通知が掛金引落日の 13 営業日後となることから、当月の判定の対象となる個人別管理資産残高に含まれません。

移換金の判定対象となる時期と評価及び預け替え（スイッチング）の途中の評価は次の①②の通りです。

① 移換金

移換金は、事務委託先金融機関から記録関連運営管理機関へ入金通知された後に判定対象となり、その入金金額^{*4}を元本として購入した商品の時価^{*5}で評価

*4：初期手数料が控除される場合は控除後の額

*5：商品受渡前の場合は入金金額

② スwitchingの途中の場合

売却商品の代金入金日前であれば当該商品の時価

売却商品の代金入金後で購入商品の受渡前であれば売却商品代金金額

3. 移換金についてのご留意事項

（移換金の入金確認日と課金判定日との関係による初月の課金の有無について）

運営管理機関手数料の課金の起点は加入者 ID の発行となっており、当社 iDeCo（個人型確定拠出年金）の初月の課金の有無は、加入者 ID 発行日^{*6}の直後の課金判定日における個人別管理資産残高によって判定されます。

当社 iDeCo（個人型確定拠出年金）への移換金^{*7}がある場合、事務委託先金融機関に移換金が入金された日の翌営業日に、記録関連運営管理機関に入金の通知が行われるため、移換金額が課金判定の個人別管理資産残高に含まれるのは、課金判定日の前営業日よりも前に入金された場合となります。

従いまして、移換金額*8 が運営管理機関手数料無料となる一定金額以上であっても、iDeCo（個人型確定拠出年金）の事務委託先金融機関から記録関連運営管理機関への入金通知が課金判定日の当日処理前までに行われなかった場合は、当月の運営管理機関手数料は有料となります。

*6：加入者 ID の発行日は、国民年金基金連合会が配信する加入申出または移換に関する情報のうち、記録関連運営管理機関が先に情報を受信した日の翌営業日です。

*7：移換金は、記録関連運営管理機関が移換情報の受領後に、移換元の資産管理を行う機関に対して移換指示を行い、その後当該移換元機関から当社 iDeCo（個人型確定拠出年金）の事務委託先金融機関に入金され、記録関連運営管理機関へは入金日の翌営業日に通知されます。これらの進捗は移換元での業務に依存しますので、課金判定日に間に合わず、やむを得ず運営管理機関手数料が有料となる場合があります。

*8：初期手数料が控除される場合はその控除後の額

(2) 当社が提示する iDeCo（個人型確定拠出年金）および指定運用方法

当社が選定した運用商品については、「SBI 証券個人型確定拠出年金 運用商品一覧」をご確認ください。当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）では、2018 年 4 月 30 日までは、加入時の掛金に対する運用商品の配分の初期設定、および他の年金制度または iDeCo（個人型確定拠出年金）からの移換金、およびプラン変更時の移換金の初期の運用商品はいずれも「あおぞら DC 定期（1 年）」となっておりましたが、2018 年 5 月 1 日以降に「ID・パスワード」を取得されたお客さまにつきましては、「指定運用方法」の対象となります。

「指定運用方法」とは、お客さまがご自身で掛金の配分設定をされなかった場合に、所定の猶予期間後に当社指定の運用方法にてお客さまのご資産を運用する制度のことを言います。

対象となるお客さまは、初めて加入者となり 2018 年 5 月 1 日以降に SBI ベネフィット・システムズの利用者サイトの「ID・パスワード」を取得されたお客さまです。（注）

「指定運用方法」には、新規に加入される場合、ID 取得後に到来する拠出日から起算し、3 ヶ月間の「掛金配分猶予期間」が設けられます。

この猶予期間内に掛金配分設定画面にて配分設定が完了しなかった場合、SBI ベネフィット・システムズよりお客さま宛てに「配分設定に関するご案内」を送付いたします。（利用者サイトにてお客さまが掛金の配分設定を行うまでの間につきましては、ご資産は現金でのお預かりとなります。）

さらに、掛金配分猶予期間の 3 ヶ月到達時点から 2 週間を経てもなお配分設定が行われない場合、新規の掛金につきましては「指定運用方法」での運用が行われます。（「指定運用方法」で定められた商品につきましては、当社 WEB サイトにてご案内しております。）

また、企業型確定拠出年金等の企業年金制度からの移換、他運営管理機関からの移換、およびプラン変更による移換につきましても、利用者サイトの移換金配分設定画面にて移換資産の配分設定が必要となります。

ご設定がない場合は掛金の配分設定と同様の配分で運用が行われます。

ただし、掛金の拠出を行わず、移換金のみの手続きとなる場合は、移換金配分設定画面にて運用商品配分のご指定をいただくまでご資産は現金でのお預かりとなりますので、ご注意ください。

（注）加入と移換のお申込みを同時にされた方で、初回の掛金引落しが 2018 年 5 月 28 日以降の場合、移換による ID 取得が 2018 年 4 月 30 日以前であっても指定運用方法が適用されます。

(3) オリジナルプランにおける運用商品除外について

2018 年 5 月 1 日施行の確定拠出年金法改正により、運用方法（運用商品）の選定・提示に関する基準が見直され、運用関連運営管理機関が選定・提示する運用商品の上限数を 35 以下とすることが規定されました。

これにより、オリジナルプランで除外対象となる運用商品の数量のうち法施行日である 2018 年 5 月 1 日以降購入されたとみなされるもの（※）については、除外が決定した段階で現金化されます。（「2018 年 4 月 30 日時点で保有していた数量」を上回る数量は、2018 年 5 月 1 日以降購入分とみなします。）2018 年 4 月 30 日時点で保有していた数量を上限として、除外後も運用のみ継続することは可能です。また、除外が決定した運用商品は新規の購入も停止となります。

（※）除外後に残った残高から発生する再投資については、継続して同商品で運用できます。

(4) 当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）の利用の申込方法

当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）を利用する場合には、以下の手続きを行う必要があります。また、当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）においては、利用者サイトで運用指図を行っていただくことになります。

ケース	提出書類	当社における提出書類の締切日等
新規に掛金を拠出する場合	当社が送付する「個人型年金加入申出書」にご記入いただき、当社を経由して国民年金基金連合会に提出し、加入資格を得ることで当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）が利用可能となります。	「個人型年金加入申出書」の当社における締切日は毎月 5 日(当社必着。休業日の場合は前営業日。)です。 当月 5 日までに「個人型年金加入申出書」を提出した場合、当月分の掛金として翌月 26 日(休日の場合は翌営業日)にお客様の掛金引落口座より初回の掛金が引落されます。(※1) また、納付月と金額を指定して掛金を納める場合は以下(※2)をご参照ください。
企業型確定拠出年金から個人別管理資産を移換する場合	当社が送付する「個人別管理資産移換依頼書」にご記入いただき、当社を経由して国民年金基金連合会に提出し、運用指図者としての資格(又は加入資格)を得ることで当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）が利用可能となります。	「個人別管理資産移換依頼書」の当社における締切日は毎週金曜日(当社必着。休日の場合は前営業日。(※3))です。 当社は金曜日までに提出された「個人別管理資産移換依頼書」を翌週までに国民年金基金連合会に送付します。 「個人別管理資産移換依頼書」の提出により企業型確定拠出年金等から当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）に個人別管理資産が移換されるまでの期間は通常 1 ヶ月～2 ヶ月かかります。
iDeCo（個人型確定拠出年金）の運営管理機関を当社に変更する場合	当社が送付する「加入者等運営管理機関変更届」にご記入いただき、当社を経由して国民年金基金連合会に提出し、運営管理機関が当社に変更されることで当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）が利用可能となります。	「加入者等運営管理機関変更届」の当社における締切日は毎月 5 日(当社必着。休業日の場合は前営業日。)です。 加入者の方が当月 5 日までに「加入者等運営管理機関変更届」を提出した場合、当月分の掛金として翌月 26 日(休日の場合は翌営業日)にお客様の掛金引落口座より当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）の初回の掛金が引落されます。 「加入者等運営管理機関変更届」の提出により他の個人型年金等から当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）に個人別管理資産が移換されるまでの期間は、通常 1 ヶ月半～3 ヶ月かかります。
プランを変更する場合	当社が送付する「プラン変更届」にご記入いただき、当社へご返信ください。現在のご加入状況を当社にて確認し、プラン変更のお手続きを行うことで変更後のプランでのお取引が可能になります。	「プラン変更届」の当社における締切日は毎月 5 日(当社必着。休業日の場合は前営業日。)です。加入者の方が当月 5 日までに「プラン変更届」を提出した場合、当月分の掛金として翌月 26 日(休日の場合は翌営業日)にお客様の掛金引落口座より変更後のプランで初回の掛金が引落されます。 「プラン変更届」の提出により変更前のプランから変更後のプランへご資産が移換されるまでの期間は、通常 2 ヶ月～3 ヶ月かかります。

前記のいずれかの手続き完了後、当社より利用者サイト上で運用指図を行うための ID とパスワードなどが記載された書類をお送りいたします。

※1 加入申出者の加入資格の取得日は、受付金融機関で不備なく「個人型年金加入申出書」を受け付けた日となります。従いまして、毎月 5 日の当社における締切日を過ぎて、なおかつ月末までに受付された「個人型年金加入申出書」は翌月に処理され、翌々月の 26 日の掛金引落日に 2 ヶ月分の掛金がまとめて引落されます。例えば、当社において 1 月 25 日に受け付けされた「個人型年金加入申出書」の加入申出者は、1 月分及び 2 月分の掛金がまとめて 3 月 26 日に引落されます。

※2 【手続き】

◆掛金を区分単位で拠出したい場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届」を弊社カスタマーサービスセンターへご請求いただき、事前に拠出の年間計画（「当年の掛金額」及び「翌年以降の掛金額」）を設定していただく必要があります。

◆「加入者月別掛金額登録・変更届」は、掛金の変更申請をする翌月分（翌々月納付）以降の掛金について設定していただくものであり、過去に遡った期間については、申請できません。

◆毎月定額の掛金を拠出する場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届」のご提出は不要です。

【拠出期間の考え方】

◆12 月分の掛金から翌年 11 月分までの掛金（実際の納付月は 1 月～12 月）の拠出期間を 1 年とし、この 1 年を単位として考えます。

◆この 1 年（12 ヶ月）を加入者の方が任意に区分し、年間の拠出月（年 1 回以上の拠出が必要）を決めていただきます（この任意に区分した期間を「拠出区分」といいます）。

◆上記【手続き】で説明しました年間計画において、11 月分（12 月納付）の掛金を含む拠出区分の拠出は必ず設定してください。

【掛金限度額について】

◆拠出区分の月数に 1 ヶ月あたりの限度額（種別等により異なります）を乗じた額が、当該拠出区分の拠出限度額となります。

◆当該拠出区分の掛金額が限度額より少額であった場合、その差額は、上記【拠出期間の考え方】で示した 1 年内における次回以降の拠出区分の拠出額に繰り越して拠出することが可能です。

【掛金額について】

◆拠出区分の掛金額は、「5,000 円×拠出区分の月数」の金額以上、当該拠出区分の拠出限度額以下で、1,000 円単位となります。

【掛金引落日】

◆各拠出区分の最後の月の翌月 26 日が納付日となります。引落日以外に掛金の追納はできません。

【掛金額および拠出区分の変更】

◆上記【拠出期間の考え方】で提示した 1 年の単位の中で、1 回のみ掛金額および拠出区分の変更が可能です。

（注）種別変更等の限度額変更に伴う掛金額や拠出区分の変更は、変更回数には含まれません。

◆この 1 年（12 ヶ月）を加入者の方が任意に区分し、年間の拠出月（年 1 回以上の拠出が必要）を決めていただきます（この任意に区分した期間を「拠出区分」といいます）。

◆上記【手続き】で説明した年間計画において、11 月分（12 月納付）の掛金を含む拠出区分の拠出は必ず設定してください。

【留意事項】

◆第 2 号加入者の方で、掛金の納付方法を給与天引（事業主払込）にされている方の場合、事業主の給与事務等の関係で給与天引対応ができない場合も考えられます。年単位拠出への変更を希望される場合は、事業主に対応が可能か事前に相談してください。事業主の対応が難しい場合は、掛金の納付方法を個人払込に変更していただくことで、年単位拠出が可能です。

◆年間計画を作成する際には、11 月分（12 月納付）の掛金を含む拠出区分の拠出は必ず設定してください。

◆拠出区分の途中で資格喪失した場合は、当該拠出区分以降の掛金が拠出できなくなります。

◆年単位拠出されている方が、掛金額や拠出区分の変更をする際には、拠出のスケジュール等をよくご確認のうえご対応ください。

※3 但し、「個人別管理資産移換依頼書」を「個人型年金加入申出書」と同時に提出する場合、当社における締切日は毎月 5 日（当社必着／休業日の場合は前営業日）とさせていただきます。当社は、当月 5 日までに提出された「個人別管理資産移換依頼書」及び「個人型年金加入申出書」をとりまとめて国民年金基金連合会に送付します。

また、受付月当月が移換期限となる場合、当社では月ごとに書類受付の締め切り日（月末の約 5～10 営業日前）を設けます。詳細は S B I 証券へお問い合わせください。

(5) 第2号被保険者の勤務先の事業所登録、および加入資格の確認について

●第2号被保険者の勤務先の事業所登録

個人型年金の加入者のうち第2号被保険者は、全て厚生年金保険の適用事業所(勤務先のことを言います。)に紐付けられます。このため、第2号被保険者が個人型年金に加入する場合や加入を継続する場合、国民年金基金連合会へ事業所登録を行う(または予め行われている)必要があります。(国民年金基金連合会に登録された事業所を「登録事業所」と言います。)

仮に、勤務先の事業所登録手続のご協力を得られない場合、加入希望者は個人型年金に加入することが、既加入者は加入の継続ができなくなるため、法令上等でも、事業主の協力義務が定められています。

なお、勤務先の事業所登録申請が完了しますと、登録事業所番号が国民年金基金連合会より勤務先へ通知されます。

また、事業所登録申請時・申請後において事業主様にご負担いただく費用はございません。

●第2号被保険者の加入資格の確認について

第2号被保険者の方は、法令により、毎年1回、加入資格の変動の有無について届け出ることが義務付けられています。この届出は、実務上、加入者ご本人に代わって事業主が届出ることになっています。このため、国民年金基金連合会では、毎年6月、登録事業所の事業主宛に記録関連運営管理機関を通じて「第2号加入者の届出書(事業主取りまとめ)兼第2号加入者に係る事業主の証明書(以下「届出書等」といいます。)」をお送りし、以下に掲げる年金制度の加入者等資格の取得の有無について確認を行います。

- ・ 企業型確定拠出年金
- ・ 企業年金制度
- ・ 国家公務員共済組合または地方公務員共済組合
- ・ 私立学校教職員共済制度

ただし、事業主より回答がなかった場合、または事業主からの届出書等の内容が以下のような場合、国民年金基金連合会は、毎年11月頃、直接加入者ご本人宛に加入資格確認等のための書類を送付します。

- ・ 加入者の方が、企業型確定拠出年金または企業年金制度の加入者等である
- ・ 加入者の方がすでに退職している

上記の国民年金基金連合会の確認に対して、加入者の方から連絡、または必要な届出がなく、第2号加入者としての加入資格が確認できない場合、加入者の方の掛金は、翌年の1月分、または2月分から停止されます。

(6) 初期の運用商品、および運用指図の方法

2018年4月30日までは、加入時の掛金に対する運用商品の配分の初期設定、および他の年金制度またはiDeCo(個人型確定拠出年金)からの移換金およびプラン変更時の移換金の初期の運用商品はいずれも「あおぞらDC定期(1年)」となっておりましたが、2018年5月1日以降に「ID・パスワード」を取得されたお客さまにつきましては、「指定運用方法」の対象となります。

「指定運用方法」とは、お客さまがご自身で掛金の配分設定をされなかった場合に、所定の猶予期間後に当社指定の運用方法にてお客さまのご資産を運用する制度のことを言います。

対象となるお客さまは、初めて加入者となり2018年5月1日以降にSBIベネフィット・システムズの利用者サイトの「ID・パスワード」を取得されたお客さまです。(注)

「指定運用方法」には、新規に加入される場合、ID取得後に到来する拠出日から起算し、3ヶ月間の「掛金配分猶予期間」が設けられます。

この猶予期間内に掛金配分設定画面にて配分設定が完了しなかった場合、SBIベネフィット・システムズよりお客さま宛てに「配分設定に関するご案内」を送付いたします。(利用者サイトにてお客さまが掛金の配分設定を行うまでの間につきましては、ご資産は現金でのお預かりとなります。)

さらに、掛金配分猶予期間の3ヶ月到達時点から2週間を経てもなお配分設定が行われない場合、新規の掛金につきましては「指定運用方法」での運用が行われます。(「指定運用方法」で定められた商品につきましては、当社WEBサイトにてご案内いたします。)

また、企業型確定拠出年金等の企業年金制度からの移換、他運営管理機関からの移換、またはプラン変更による移換につきましても、利用者サイトの移換金配分設定画面にて移換資産の配分設定が必要となります。

ご設定がない場合は掛金の配分設定と同様の配分で運用が行われます。

ただし、掛金の拠出を行わず、移換金のみの手続きとなる場合は、移換金配分設定画面にて運用商品配分のご指定をいただくまでご資産は現金でのお預かりとなりますので、ご注意ください。

ご希望の運用商品への掛金・移換金の配分設定方法は以下のとおりです。

各段階	内容	運用指図の方法
掛金拠出時の運用指図	掛金に対する運用商品の配分を指定します。(※1)	利用者サイト、SBI ベネフィット・システムズのコールセンターを通じて運用商品の配分の設定を行ってください。
移換金入金時の運用指図	移換金に対する運用商品の配分を指定します。	利用者サイト、SBI ベネフィット・システムズのコールセンターを通じて入金日の前日までに運用商品の配分の設定を行ってください。
運用商品の預け替え	加入者等が保有している運用商品の売却及び購入の指示を行います。(※1)	利用者サイト、または SBI ベネフィット・システムズのコールセンターを通じて運用商品の売却と購入の指示を行ってください。

(注) 加入と移換のお申込みを同時にされた方で、初回の掛金引落しが 2018 年 5 月 28 日以降の場合、移換による ID 取得が 2018 年 4 月 30 日以前であっても指定運用方法が適用されます。

※1 運用配分時に計算した結果、端数が生じた場合、端数を加算する商品については、次の①～③の順により取扱させていただきます。

① 割合設定の一番高い商品に、端数を加算する。

② 割合設定の一番高い商品が同率で 2 つ以上ある場合、割合設定の一番高い商品のうち項番の最も若いものに、端数を加算する。

③ 割合設定が 1 商品に 100% の場合、当該商品へ端数を加算する。

(7) 掛金および移換金の流れ

毎月の掛金および移換金の資産配分は以下の流れで行われます。

・納付月と金額を指定して掛金を納める場合は別途 SBI 証券までご連絡ください。

①	<p>当月分の掛金は翌月 26 日(休日の場合は翌営業日。以下「掛金引落日」といいます。)に、加入者が指定した銀行口座または事業主の口座から掛金が引落されます。(※1) 例えば以下の表 1 において、4 月分の掛金であれば 5 月 26 日に引落されることとなります。</p> <p>なお、事業主払込の振込を選択した共済組合等の事業所は、給与支給日に連合会が定める指定口座に振込ます。この場合掛金は、原則 1 ヶ月遅れで収納します。例えば、1 月分の掛金は、2 月給与支給日に指定口座に振り込まれます。</p> <p>移換金につきましては、お手続き完了後に利用者サイトへ反映されます。</p> <p>※1 掛金引落日に残高不足や預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)の不備等の理由により掛金を引落すことができなかった場合、掛金引落日に対応する月の個人型年金への掛金はなかったものとみなされます。後日、追納等を行うことはできません。</p>
---	--



②	<p>引落された掛金に対する運用指図は、事前に利用者サイトで設定した配分割合で行うこととなります。掛金の配分設定につきましては拠出日(掛金引落日の 12 営業日後)の前日までに利用者サイト(※1)にて行う必要があります。例えば以下の表 1 において、5 月 26 日に引落された 4 月分の掛金に対する運用指図方法を変更する期限は、6 月 12 日となります。</p> <p>移換金につきましても、利用者サイトでの運用の配分設定が必要です。ID・PW 受取時点で配分設定が可能ですので、お早めにご設定ください。</p> <p>掛金・移換金の配分設定を行われず、現金でご資産をお預かりしている場合は指定運用方法の猶予期間内に運用の配分設定を行ってください。猶予期限を過ぎますと、指定運用方法で定められた商品での運用が行われます。(運用指定商品につきましては当社 WEB サイトにてご確認ください)</p>
---	---



③ 事前に配分設定をされた掛金につきましては掛金引落日の13営業日後に商品購入指図を行います。例えば以下の表1において、5月26日に引落された4月分の掛金での運用商品の購入指図は6月14日となります。事前に配分設定をされた移換金につきましては、入金日の翌営業日に購入指図を行います。一度現金でお預かりをしているご資産につきましては、配分設定日の翌々営業日に商品購入指図を行います。例えば、以下の表1において、6月12日時点で現金でお預かりしているご資産の運用設定をされた場合、商品購入指図日は6月14日となります。



④ 購入結果の利用者サイトへの反映は、購入商品の受渡日翌日に行われます。なお、商品によって約定日、受渡日が異なりますのでご注意ください。

【表1】掛金による商品購入スケジュール例（約定日の翌営業日に受渡日が到来する銘柄の場合）

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
5/22	5/23	5/24	5/25	5/26 4月分の掛金引落日	5/27	5/28
5/29	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4
6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11
6/12 掛金の運用指図 方法変更期限	6/13 抛出日	6/14 商品購入指図日	6/15 購入商品受渡日	6/16 利用者サイト反映	6/17	6/18

(8) 個人別管理資産に対する預け替えの流れ

個人別管理資産に対する預け替えは、以下のような流れで行います。当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）におきましては、毎日預け替えの申込み機会を提供しています。

①	<p>個人別管理資産に対する預け替えを行う場合は、利用者サイト(※1)にて運用指図の設定を行う必要があります。利用者サイトの利用時間は、「お問い合わせ」をご参照ください。</p> <p>※1 SBI ベネフィット・システムズのコールセンターを通じて運用指図の申込みを行うこともできます。(但し、SBI ベネフィット・システムズの営業日である場合に限りです。)</p>
---	---



②	<p>商品預け替えを受け付けた翌営業日に指定した商品の売却指図を行います。売却結果の利用者サイトへの反映は、売却商品の受渡日翌日に行われます。</p>
---	---



③	<p>売却商品の受渡日当日に売却代金をもって預け替え後の商品の購入指図を行います。購入結果の利用者サイトへの反映は、購入商品の受渡日翌日に行われます。</p> <p>※定期預金売却商品の場合、売却商品の受渡日の翌営業日に売却代金をもって預け替え後の商品の購入指図を行います。なお、商品によって約定日、受渡日が異なりますのでご注意ください。</p>
---	---

【表 2】 預け替えスケジュール例（売却商品：約定日から起算して 4 営業日目に受渡日が到来する銘柄／購入商品：約定日の翌営業日に受渡日が到来する銘柄の場合）

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28
5/29	5/30	5/31	6/1	6/2 預け替えの申込み	6/3 売却指図	6/4
6/5	6/6	6/7	6/8 売却商品受渡日 商品購入指図日	6/9 購入商品受渡日	6/10 利用者サイト反映	6/11
6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18

(9) 加入者等の属性の変更届、各種給付の裁定

以下のような事由が生じた際には、各種届出書類の提出が必要となります。なお、各種届出書は、国民年金基金連合会・SBI証券・SBIベネフィット・システムズにおけるご提出締切日が設けられております。詳細につきましては書類請求先及び書類返送先へお問い合わせください。

変更事由	主な提出書類(※1)	書類請求先及び書類返信先
<ul style="list-style-type: none"> 氏名・住所が変更となった。 海外へ移住することとなった。 	加入者等住所・氏名変更届 加入者資格喪失届	SBI証券
<ul style="list-style-type: none"> 転職により勤務先が変更となった。 	加入者登録事業所変更届 加入者資格喪失届(※2)	SBI証券
<ul style="list-style-type: none"> 退職等により第2号被保険者から第1号被保険者となった。 結婚等により第3号被保険者となった。 就職等により第1号、第3号被保険者から第2号被保険者となった 	加入者被保険者種別変更届 加入者資格喪失届(※2) 加入者等住所・氏名変更届	SBI証券
<ul style="list-style-type: none"> 引落機関を変更したい 納付方法(事業主払込、個人払込)を変更したい(第2号被保険者の方のみ) 掛金額を変更したい 掛金の拠出を止めたい(運用指図者となりたい。) 新規に掛金の拠出を行いたい(加入者となりたい。) 	加入者掛金引落機関変更届 加入者掛金納付方法変更届兼事業所登録申請書 加入者掛金額変更届付加保険料納付等に関する届 加入者資格喪失届 個人型年金加入申出書	SBI証券
<ul style="list-style-type: none"> プランを変更したい 	プラン変更届	SBI証券
<ul style="list-style-type: none"> 国民年金保険料の納付を免除されることとなった。 障害基礎年金の受給を開始したことにより、国民年金保険料の納付を免除されることとなった。 国民年金法第89条第3号に該当し、施設に入所することにより、国民年金保険料の納付を免除されることとなった。 障害基礎年金を受給していたが、受給しないこととなった。 国民年金法第89条第3号に該当しないこととなった。 国民年金基金に加入、または資格喪失した場合で、当社のiDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金額を変更する必要がある。 付加保険料の納付を開始、または終了した場合で、当社のiDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金額を変更する必要がある。 	加入者資格喪失届 国民年金保険料免除該当・不該当届 加入者掛金額変更届付加保険料納付等に関する届	SBI証券
<ul style="list-style-type: none"> 確定申告、年末調整等に必要個人型年金の掛金の払込証明書を紛失したので再発行してほしい。 「個人型年金加入確認通知書」を再発行してほしい。 	小規模企業共済等掛金払込証明書再交付申請書 個人型年金加入確認通知書	SBI証券
<ul style="list-style-type: none"> 個人型年金の加入者等が死亡したので死亡届を提出したい。 	加入者等死亡届	SBI証券
<ul style="list-style-type: none"> 死亡一時金を請求したい。 老齢給付金を請求したい。 障害給付金を請求したい。 	各種裁定請求書(死亡一時金・老齢一時金・老齢年金・障害一時金・障害年金)	SBIベネフィット・システムズ
<ul style="list-style-type: none"> 個人型年金を脱退し、個人別管理資産を引き出したい(脱退一時金を請求したい) 	脱退一時金裁定請求書	SBIベネフィット・システムズ
<ul style="list-style-type: none"> 46歳以上の加入者の方が、勤務先等を退職し、退職手当等の支払いを受けて退職所得控除額の控除を行った。 	退職所得控除該当届	SBIベネフィット・システムズ
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業退職金共済契約等の被共済者の資格を取得又は喪失した。 特定退職金共済契約の被共済者の資格を取得又は喪失した。 社会福祉施設職員等退職手当共済契約の被共済職員の資格を取得又は喪失した。 外国保険被保険者等の資格を取得又は喪失した。 厚生年金適用事業所において実施する退職手当制度が適用される者となった又は適用されない者となった。 小規模企業共済契約者の資格を取得又は喪失した。 	共済資格等該当・不該当届	SBIベネフィット・システムズ

※1 提出すべき書類には、お客様の加入者、運用指図者の別、被保険者種別等の状況により付随する書類が加わる場合があります

※2 新しい勤務先で企業型確定拠出年金の加入資格を持ち、その規約に個人型年金に加入できる定めが無い場合には加入者資格喪失となります。

(10) 給付の受取方法

当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）における給付の受取方法は、以下のとおりです。なお、給付の請求を行う場合は、SBI ベネフィット・システムズへご照会下さい。

給付の種類	受取方法	
老齢給付金	5年又は10年の期間を選択して、分割年金(※1)として受け取る方法、若しくは一時金としての受取となります。	
障害給付金	5年又は10年の期間を選択して、分割年金(※1)として受け取る方法、若しくは一時金としての受取となります。	
死亡一時金	一時金での受取となります。	
脱退一時金	加入資格を喪失する日によって取扱は以下のように異なり、該当する要件をすべて満たす場合、一時金での受取が可能となります。	
	加入資格喪失日	脱退一時金の受取が可能である要件
	平成29年1月1日以降	① 国民年金の保険料免除者(※2)であること ② 通算拠出期間が3年以下(※3)又は個人別管理資産の額が25万円以下であること(※4) ③ 障害給付金の受給権者でないこと ④ 最後に個人型年金加入者または企業型確定拠出年金加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと ⑤ 企業型確定拠出年金の脱退一時金の支給を受けていないこと
	平成28年12月31日以前	平成28年12月31日以前においては個人型年金に加入できない方(加入資格がない方)の場合(※5) ① 60歳未満であること ② 企業型確定拠出年金の加入者でないこと ③ 通算拠出期間が3年以下であること(※3)又は個人別管理資産の額が50万円以下であること ④ 確定拠出年金の障害給付金の受給権者でないこと ⑤ 最後に個人型年金加入者または企業型確定拠出年金加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと ⑥ 企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失したときに、脱退一時金の支給を受けていないこと
		平成28年12月31日以前において個人型年金に加入できる方(加入資格がある方)の場合(※5) ① 継続個人型年金運用指図者であること(但し、申出時から継続して個人型年金の加入資格のある者に限る) [継続個人型年金運用指図者：企業型確定拠出年金加入者の資格喪失後、企業型確定拠出年金運用指図者または個人型年金加入者となることなく個人型年金運用指図者となった者(※6)で、その申し出をした日から起算して2年経過している者] ② 確定拠出年金の障害給付金の受給権者ではないこと ③ 通算拠出期間が3年以下(※3)、または個人別管理資産の額が25万円以下であること ④ 継続個人型年金運用指図者となった日から2年以内であること(※7) ⑤ 企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失したときに、脱退一時金の支給を受けていないこと

※1 分割年金とは、受取開始時点に加入者等が選択した受給期間に応じて、個人別管理資産から一定割合を取り崩しながら年金として受け取る方法(分割年金の年間支給回数は、1回・2回・4回・6回の中からご選択いただけます。)をいいます。年金として受給中も引き続き個人別管理資産に対する運用は行われますので、個人別管理資産の運用状況によって、都度、受取額が変動したり、保険商品については解約控除が適用される場合があります。このため、個人別管理資産に対する運用状況が悪化した場合、想定していた受取額を割り込むことがあります。また、分割年金として受け取る場合、年金受給期間中も各種口座管理手数料等をお支払いいただく必要があります。
 ・年金受取方法については、「受給開始から5年以上経過後、残額一括受給」や「年金資産過少による受給期間変更」などの方法を選択することが可能です。

※2 生活保護受給中の法廷免除者、申請免除者、学生納付特例適用者または納付猶予適用者の方

※3 掛金の拠出がない期間は含みません。企業型確定拠出年金、退職一時金または企業年金から個人型確定拠出年金へ移換があった場合には、その算定の基礎となった期間は含みます。

- ※4 当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）以外に他の確定拠出年金の口座を有している場合は、当個人型年金の年金資産額と他の確定拠出年金の年金資産額を合算し、及び当社 iDeCo（個人型確定拠出年金）と他の確定拠出年金の通算拠出期間を合算し重複期間排除後の期間により判定いたします。
- ※5 平成 28 年 12 月 31 日以前において個人型年金の加入資格がない方は以下の通りです。加入資格がある方はこれのいずれにも該当しない方となります。
- 【第 1 号被保険者の方の場合】
- ・ 農業者年金の被保険者の方
 - ・ 国民年金の保険料をお客様ご自身の申請により免除等（注 1）されている方（障害基礎年金を受給している方は除きます。）
- 【第 2 号被保険者（60 歳未満の厚生年金被保険者）の方の場合】
- ・ 厚生年金基金、確定給付企業年金に加入されている方または公務員等共済組合の長期加入員の方
- 【第 3 号被保険者の方】
- 【その他海外に居住し、国民年金の被保険者の資格を喪失している方】
- ※6 平成 26 年 1 月 1 日以前に運用指図者となった場合も対象となります。
- ※7 平成 26 年 1 月 1 日において既に継続個人型年金運用指図者である者の場合は、施行日から 2 年以内
- 注 1 全額免除、4 分の 3 免除、半額免除、4 分の 1 免除等、学生納付特例および若年者に対する納付猶予、生活保護受給の理由による免除

(11) 加入資格喪失の届

加入者において以下のような事由が生じた際には、新規掛金を拠出することができなくなります。この場合、「加入者資格喪失届」の提出が必要となりますので、当社に書類請求を行って下さい。なお、「加入者資格喪失届」には、資格喪失事由・資格喪失年月日を明らかにする書類の添付が必要です。

資格喪失事由	対象者
日本国内に住所を有しなくなったため(※1) (※2)	・ 第 1 号被保険者で日本国内に住所を有しなくなった者（海外居住者(※2)）
「日本国内に住所を有しなくなったため」以外の理由により、国民年金の被保険者でなくなったため (※1)	・ 海外居住者以外で、国民年金の被保険者の資格を喪失した方（国民年金制度未加入者） ・ 社会保障協定締結国での勤務者 ・ 20 歳未満の第 2 号被保険者で資格を喪失した加入者
運用指図者となったため 国民年金の保険料の納付を免除されることとなったため (※2)	・ 運用指図者となった方 次に示す国民年金保険料免除者 ・ 国民年金法第 89 条第 2 号該当者(生活保護) ・ 国民年金法第 90 条第 1 項該当者(申請免除) ・ 国民年金法第 90 条の 2 第 1 項該当者(半額免除) ・ 国民年金法第 90 条の 3 第 1 項該当者(学生納付猶予) ・ 国民年金法等の一部を改正する法律附則第 19 条第 1 項若しくは第 2 項該当者（若年者納付猶予） ・
個人型年金に加入できる定めが規約にない企業型確定拠出年金の加入者となったため (※3)	・ 企業型確定拠出年金の加入者となった方
農業者年金の加入者となったため (※2)	・ 農業者年金の加入者となった方

※1 社会保障協定により、社会保障協定締結国での勤務者は海外居住者による喪失とはなりません。社会保障協定締結国への移住による加入者資格喪失は、申出者の申告によります。

※2 国民年金の第 1 号被保険者の資格喪失理由にあたるため。第 2 号被保険者がこの喪失事由は該当することはありません。

※3 勤め先に企業型確定拠出年金制度はあっても、次の理由で加入者ではない方は含まれません。

- ・ 一定の勤続年数または年齢に達していなかったため、加入できない。
- ・ 加入者資格を有したが加入を選択しなかった。

(12) 小規模企業共済等掛金払込証明書の発行

加入者が確定申告又は年末調整をする際に拠出した掛金額を証明する「小規模企業共済等掛金払込証明書(以下「払込証明書」といいます。)」が、その年の 1 月から 9 月に掛金引落実績があった方へ、毎年 11 月初旬頃に国民年金基金連合会より発行されます(※1)。

なお、10 月～12 月に初回掛金の引落しが行われた場合、「払込証明書」は、翌年 1 月下旬に発行されます。当該「払込証明書」を利用して、**個人払込の加入者の方は年末調整または確定申告**の手続きを行っていただきます。((「払込証明書」が翌年 1 月下旬に発行された場合、年末調整時期に間に合いませんのであらかじめご了承ください。))

また、払込証明書を紛失した場合などは、払込証明書の再交付を申請することができます。払込証明書の再発行を申請する場合には、当社に「小規模企業共済等掛金払込証明書再交付申請書」の書類を請求していただきご提出ください。

(再発行に関しては、過去5年分を申請いただけます。ただし、当年分の払込証明書の交付後は、当年分と過去4年分の発行が可能となります。)

※1 第2号加入者のうち、掛金を事業主経由で払い込んでいる方については、給与等から所得税を源泉徴収する際その都度、その給与等から掛金を控除します。したがって、事業主払込の加入者には、「小規模企業共済等掛金払込証明書」が発行されません。

(13) 個人別管理資産等の報告

当社の iDeCo (個人型確定拠出年金) におきましては、記録関連運営管理機関である SBI ベネフィット・システムズより、毎年1回、毎年3月末日時点で加入者・運用指図者の資格が確認できる方を対象に、3月末日時点での個人別管理資産額、取引明細及び加入者等が個人別管理資産より負担した諸経費の内容等を記載した書面を利用者サイト上で電子交付又は予め届け出ている加入者等の登録住所に郵送いたします。電子交付は SBI ベネフィット・システムズが推奨するインターネットブラウザ及び PDF ファイル閲覧ソフトを通じて、ログイン後の利用者サイト内に書面等を記録し、お客様の閲覧に供する方法又はお客様のパソコン等に記録 (ダウンロード) する方法により行います。

郵送での交付をご希望のお客様は、『ID 及びパスワードのお知らせ』を受領された後に、SBI ベネフィット・システムズ コールセンターまでお問い合わせください。(海外居住者の方は、利用者サイト上での電子交付のみとなります。)

「電子交付」に係る法令の変更や監督官庁の指示、またその他必要な状況が発生した際には、SBI ベネフィット・システムズが書面の「電子交付」に代えて、既に電子交付した書面も含めて、郵送による交付を行うことがございます。

通信回線、通信機器、コンピューターシステム機器の障害などによる情報伝達の遅延、不能、誤作動等には、一切の責任を負いかねます。

(14) 資格喪失後の運用指図停止

加入者資格喪失 (運用指図者への資格変更除く) をされる場合、書類受付後に他制度への移換待機、老齢一時金裁定受理等、個人別管理資産の確定処理のため、運用指図 (WEB、カスタマーサービスセンター) を停止します。

運用指図停止による個人別管理資産の価額変動リスクには、お客様自身で事前の預け替え処理等で対応いただく必要がありますので、十分ご注意くださいようお願いいたします。

(15) 本説明書の内容の変更

本説明書の内容は、法令の改正又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更される場合があります。変更した場合には、当社の WEB サイト上の iDeCo (個人型確定拠出年金) の案内画面及び利用者サイト上にて掲示するものとします。

(16) SBI 証券の確定拠出年金運営管理業務における勧誘方針

SBI 証券は「確定拠出年金法」の定めに基づき、以下のとおり「勧誘方針」を定め、これを遵守いたします。

1. SBI 証券における情報提供

本勧誘方針において、「当社の情報提供」とは、当社が行うホームページ・メールマガジン・ダイレクトメール・新聞・雑誌・電話等のあらゆる媒体を通じた金融商品の案内・運用方法の提示等をいいます。

2. 情報提供の基本方針

当社が情報提供を行う場合は、以下の方針に基づいてこれを行います。

(1) 当社は、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて金融商品を選定するとともに、当該金融商品の正確な情報提供を行うように努めます。

(2) 当社は、お客様のご迷惑となる方法や時間帯に、訪問・電話等による情報提供は行いません。

(3) 当社は、情報提供の際、商品内容、リスク内容及び運用指図に係る費用等について、誤解のないよう適切な説明・表示に努めるとともに、お客様がご自身の判断と責任において適切な運用指図を行えるよう適正な情報提供に努めます。

3. カスタマーサービスセンターによるサポート体制

当社が情報提供を行う場合は、以下の方針に基づいてこれを行います。

(1) 当社は、運用指図やその他のお問い合わせのプロセスにおいて円滑なサービスをご提供できるように、ホームページだけではなくカスタマーサービスセンターも重要視しております。お客様が満足できるサービスを提供すべく、お客様のサポートに努めます。

(2) お問い合わせ、ご要望、苦情等がございましたら、何なりとカスタマーサービスセンター（フリーダイヤル：0120-581-214）及びインターネットでお問い合わせください。

4. 社内研修

当社は、役職員に対して必要に応じた社内研修を行い、確定拠出年金法その他の関係法令・諸規則並びに商品知識の習得等の研鑽に努めます。

5. 法令・諸規則の遵守

当社は、情報提供・投資勧誘に当たっては、常にお客様の信頼の確保を第一義とし、確定拠出年金法その他関係法令・諸規則等を遵守します。

平成 30 年 11 月
株式会社 SBI 証券

(17) SBI証券の確定拠出年加入者等に関する規程

第1条（目的）

1.本規程は、国民年金基金連合会より運営管理業務の委託を受けた株式会社 SBI証券(以下、「当社」といいます。)が、国民年金基金連合会が実施する個人型年金の加入者、加入予定者、運用指図者及び加入者であった方のうち他の確定拠出年金制度若しくは他の運営管理機関が提示を行う iDeCo（個人型確定拠出年金）に個人別管理資産が移換されるまでの方又は運営管理機関を当社から別の運営管理機関に変更されるまでの方(以下、「加入者等」といいます。)が当社の提供する次の各号に掲げるサービス(以下、「iDeCo（個人型確定拠出年金）サービス」といいます。)を利用するにあたり、当社と加入者等に関して定める取り決めです。なお、用語の意義は特に断りのない限り、確定拠出年金法第 55 条第 1 項により国民年金基金連合会が作成した個人型年金に係る規約(以下「個人型年金規約」といいます。)に定める用語の意義を準用します。

- (1) 運用の方法の選定及び提示
- (2) 運用の方法に関する情報の提供。
- (3) 加入者等に関する事項の記録、保存及び通知。
- (4) 運用の指図の取りまとめ及び連合会への通知。
- (5) 給付を受ける権利の裁定。
- (6) 加入の申出及び加入者等が行う届出の受理に関する事務。
- (7) 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他必要な措置に関する事務。

第2条（iDeCo（個人型確定拠出年金）サービスにおける記録関連運営管理業務の再委託）

1.当社は、iDeCo（個人型確定拠出年金）サービスのうち、次の各号に掲げるサービスを SBI ベネフィット・システムズ株式会社(以下、「SBI ベネフィット・システムズ」といいます。)に再委託します。

- (1) 運用の方法に関する情報の提供のうちコールセンター及びインターネットによるもの
- (2) 加入者等に関する事項の記録、保存及び通知。
- (3) 運用の指図の取りまとめ及び連合会への通知。
- (4) 給付を受ける権利の裁定。

2.当社と SBI ベネフィット・システムズは、加入者等に対し一体となって iDeCo（個人型確定拠出年金）サービスを提供するものとします。

第3条（法令諸規則の遵守）

1.加入者等は、iDeCo（個人型確定拠出年金）サービスを利用するに当たり、確定拠出年金法をはじめ他の関連する法令諸規則、個人型年金規約、当社が定める規程等及び SBI ベネフィット・システムズが定める規程等を遵守するものとします。

第4条（個人情報の提供）

1.当社と SBI ベネフィット・システムズは、一体となって iDeCo（個人型確定拠出年金）サービスを提供することから、個人情報の保護に関する法律及びその関連法令等に従い、iDeCo（個人型確定拠出年金）サービスの提供に必要な範囲内において、当社は加入者等の個人情報を SBI ベネフィット・システムズに提供させていただき、SBI ベネフィット・システムズに対して委託先として必要かつ適切な監督を行います。

第5条（本人確認）

1.当社は、第 1 条第(1)号、第(2)号、第(6)号及び第(7)号に掲げる業務の遂行において加入者等の本人確認を行う必要がある場合、加入者等の氏名及び生年月日等、加入者等固有の情報を確認することによって、本人確認を行います。

2.当社が前項の方法によって本人確認を行った後に提供した iDeCo（個人型確定拠出年金）サービスは、加入者等本人に提供した加入者本人が利用したものとし、情報の不正使用その他の事故等があっても、当該 iDeCo（個人型確定拠出年金）サービスを有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。

第6条（運用指図）

1. 加入者等による掛金、個人別管理資産の運用指図は、原則として SBI ベネフィット・システムズが提供する WEB サイトで行うものとします。

第7条（カスタマーサービスセンターへの問合せ）

1. カスタマーサービスセンターのご利用時間は、当社が定めるものとします。

2.当社は、加入者等からの受電内容を録音又は記録し、iDeCo（個人型確定拠出年金）サービスの利用内容等の確認等に使用することがあります。

第8条（届出義務）

1.加入者等は、iDeCo（個人型確定拠出年金）サービスの利用に際し、当社又は国民年金基金連合会に届出ている事項に関して変更が生じた場合には、すみやかに当該事項の変更の届出を行うものとします。

2.前項の他、確定拠出年金法や他の関連する法令諸規則、個人型年金規約において定められている届出事項が生じた場合には、すみやかに当該事項の届出を行うものとします。

第9条（免責事項）

1.当社の責めによらない事由により、iDeCo（個人型確定拠出年金）サービスの提供が遅延し、又は不能になった場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第10条（利用の停止等）

1.次の各号のいずれかに該当した場合、当社は予告なく iDeCo（個人型確定拠出年金）サービスの利用を停止することがあります。

(1) 加入者等が iDeCo（個人型確定拠出年金）サービスを不正に利用した時。

(2) その他加入者等本規程に違反した場合等、当社が iDeCo（個人型確定拠出年金）サービスの利用を不相当と認めた時。

2.当社が前項の停止理由を知る前に、iDeCo（個人型確定拠出年金）サービスの利用がなされ、加入者等に損害が生じた場合、当社は責任を負いません。

第11条（iDeCo（個人型確定拠出年金）サービスの範囲）

1.当社は、iDeCo（個人型確定拠出年金）サービスの内容を予告なく変更することがあります。

第12条（規定の変更等）

1.本規程は、法令諸規則が変更された場合、監督官庁の指示がある場合、その他必要が生じた場合には改定される場合があります。

2.前項の改定が行われた場合、当社は、当社 WEB サイト上の iDeCo（個人型確定拠出年金）サービスの案内画面及び SBI ベネフィット・システムズが提供する WEB サイト上にて掲示するものとします。

2018年11月

株式会社 SBI 証券

(18) SBI ベネフィット・システムズの確定拠出年金加入者等の取引等に関する規程

第一条（規程の趣旨）

この規程は、SBI ベネフィット・システムズ株式会社（以下「当社」といいます。）に対し運営管理業務を委託（運用関連運営管理機関を通じ記録関連業務に関する運営管理業務を再委託した場合を含みます。）した企業もしくは団体等の企業型確定拠出年金制度または国民年金基金連合会の個人型年金制度の、加入者、運用指図者および加入者であった方のうち、他の企業型年金または個人型年金に個人別管理資産が移換されるまでの方（以下「加入者様等」といいます。）が電話・インターネット等により行う以下の当社との取引等（以下「各種取引」といいます。）に係る取決めです。

第二条（ID、パスワードの管理）

1.当社は、加入者様等に対しIDおよびパスワードを発行します。当社が提供する運営管理サービスにおける加入者様用のインターネット画面、音声自動応答システムその他のツール（以下、「当社取引ツール」といいます。）に接続し、各種取引を行うためには、かかるIDおよびパスワードが必要となります。

第三条（本人確認）

1. 当社は、当社発行のIDおよびパスワードと、加入者様等が当社取引ツールに接続、ご利用の際に使用するIDおよびパスワードが一致した際には、加入者様等のご本人による入力であるとみなします。

2.当社が前項の方法によって本人確認をした場合、IDおよびパスワードにつき不正使用その他の事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害につき当社は責任を負いません。なお、当社取引ツールに接続せずに、有人対応により本人確認を行う場合は、「ID」、「電話番号」、「生年月日」等、その他当社が合理的と判断する方法で本人確認を行います。なお、ここでいう当社が合理的と判断する方法とは、当社が加入者様等の本人確認を行うために、当社が既に持っている加入者様等の情報と、お申し出いただいた情報とを実際に照合させるために必要な手段によるものです。

第四条（各種取引の利用時間）

1.各種取引の利用時間は、当社が定めるものとします。

2.システム等の障害、補修等により、当社は予告無く各種取引の一部または全部を一時停止または中止することがあります。

第五条（商品提供機関申込み不可日にかかる運用指図の取扱い）

当社が提示している投資信託商品のうち、当該商品の投資信託委託会社の運用にかかる先として、外国の証券取引所の休場および停止、外国為替取引にかかる当該市場の銀行休業日、その他やむを得ない事情がある場合は、加入者様等からの運用指図を受付けないこと（運用指図の受注中止）があります。その場合の運用指図の実行については、当該運用指図の受注中止を解除した後の最初の当該商品の基準価額の計算日に運用指図の実行を商品提供機関に行いません。

第六条（投資信託商品が償還された場合の取扱い）

当社が選定提示している投資信託商品がその理由を問わず償還され、当該投資信託商品の商品提供機関から償還金が支払われる場合、当該投資信託商品を保有する加入者様等に対してその償還口数に応じて当該償還金を按分した上、同額にて当社の指定する元本確保型商品を購入するものとします。

第七条（届出事項の変更等）

各種取引の利用に際し、当社に届け出ている事項に関して変更が生じた場合には、原則としてすみやかに当社へ、当社所定の手続きに従い、当該事項の変更の届出を行ってください。かかる変更は、加入者様等による届出が、当社の担当部署に到着したのち合理的期間経過後から当社に対して対抗し得るものとします。

第八条（会話内容の記録）

当社は、各種取引に係る加入者様等からの受電内容を録音または記録し、取引内容の確認等に使用することがあります。これに対して加入者様等は何ら異議を述べないものとします。

第九条（原文）

当社サイトおよび当社が作成した書類等につき日本語以外の言語による表示・記載（以下「外国語表示」といいます。）がある場合においては、外国語表示は参考として作成されるものであり、日本語表示と外国語表示との間に齟齬がある場合は、日本語表示が当社および加入者様等を拘束するものとします。

第十条（免責事項）

当社は次に掲げる事項により生じた加入者様等の損害については、その責任を負いません。但し、当社の故意または重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

- (1) 通信回線、通信機器、インターネットもしくはコンピュータシステム等の障害もしくは瑕疵または第三者による妨害、侵入、もしくは、情報改変等により、伝達遅延・不能・誤動作またはその他一切の不具合が生じた場合
- (2) 前1号記載の事由により、加入者様等の氏名、パスワードその他の個人情報が漏洩した場合
- (3) 第三条に基づき本人確認を行なった場合において、本人確認用のパスワードに盗用その他の不正行為があった場合
- (4) 加入者様等が運用商品の購入・売却の取消等の申込を行ったにもかかわらず、当該取消等の対象となる元の申込が執行され取引が成立したため、取消等が行えなかった場合
- (5) 天変地異、政変等不可抗力と認められる事由により、運用商品の購入および売却の執行・各種手続が遅延または実行不能となった場合

第十一条（個人情報の提供等）

- 1.当社に記録された個人情報に関しましては、加入者様等が参加する企業型または個人型年金規約に当社が自ら行うものと定められた運営管理業務の遂行を目的として使用するものとします。但し、当社の合理的判断により当社に記録関連業務を再委託する運用関連運営管理機関による運用関連運営管理業務の遂行を目的として運用関連運営管理機関に提供される場合、またはペイオフ対応の目的でその対象となる金融機関に提供される場合があります。また当社は、事業主または運用関連運営管理機関が加入者様等のために確定拠出年金教育ツール、シミュレーションツール（以下、「教育ツール」といいます。）を提供する場合には、その教育ツールを提供する機関に対して、事業主または運用関連運営管理機関の指定する方法に基づいて加入者様等のIDなど個人に関する情報を提供できるものとします。
- 2.当社が保有する個人情報について外部委託を行う場合には、必要な契約を締結し、個人情報の保護に関する法律及びその関連法令等に従い、必要かつ適切な監督を行います。

第十二条（個人別資産管理資産額の通知）

加入者様等への個人別管理資産額等の通知回数およびその他通知に係る事項については、加入者様等が参加する企業型または個人型年金規約の定めに従い行うものとします。

第十三条（関係規程の適用・準用）

本規程に定めのない事項については、確定拠出年金法およびそれに基づく規約、運営管理業務委託契約等関係する法令・契約の内容によるものとします。

第十四条（準拠法・合意所轄）

本規程の成立、解釈および履行等に関する準拠法は日本法とし、本規程に関して万一当社と加入者様等との間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第十五条（規程の変更）

- 1.この規程は、法令の変更等、その他必要が生じたときには変更されることがあります。かかる変更を行なった場合、当社は、原則として当該変更内容をホームページに掲示して、加入者様等に対して通知致します。
- 2.前1項に基づき規程の内容が変更された場合には、当該変更の実行日以降は、特に定める場合を除き変更後の規程が適用されるものとし、かかる変更により加入者様等が損害を被った場合であっても、特段の事情なき限り、当社はその責任を負いません。

附則

この規程は、平成17年1月1日から実施致します。

お問い合わせ

当社における iDeCo（個人型確定拠出年金）に関するお問い合わせは、WEB サイト及びカスタマーサービスセンターにて受け付けています。

SBI 証券 WEB サイト	http://sbisec.co.jp/	
利用者サイト	https://www.benefit401k.com/customer/	
		ご利用時間
	毎日	24 時間 ※0:00～4:00 は参照時間帯となり、スイッチング・配分割合・加入者情報などの登録・変更はできません。 ※毎月第 2 日曜日の 4:00～7:00 は定時メンテナンスのため、本サイトはご利用できません。
カスタマーサービスセンター	■SBI 証券 カスタマーサービスセンター (主に運用関連運営管理業務に関するお問い合わせ用)	
	電話番号	0120-581-214 ※携帯電話・PHSからおかけの場合は 03-5562-7560 をご利用ください。
	営業時間	平日 8:00～18:00
	休日	年末年始、日祝日(※)
	※土曜日は新規加入のお問い合わせのみ承ります。	
	■SBI ベネフィット・システムズ コールセンター (主に記録関連運営管理業務に関するお問い合わせ用)	
	電話番号	0120-652-401 ※携帯電話・PHSからおかけの場合は 03-6435-5522 をご利用ください。
営業時間	平日 10:00～18:00 (年末最終営業日、及び年始第 1 営業日は終了時間が短縮されます。)	
休日	年末年始、土日祝日	

SBI 証券カスタマーサービスセンター及び SBI ベネフィット・システムズコールセンターでは、加入者等からのお問い合わせの取扱業務が以下のとおり異なりますのでご注意ください。

SBI 証券カスタマーサービスセンター取扱業務	SBI ベネフィット・システムズコールセンター取扱業務
<ul style="list-style-type: none"> 当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）を利用することを検討しているお客様からのお問い合わせ <ul style="list-style-type: none"> 加入申出、当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）への移換及び運営管理機関の変更に関するお問い合わせ 当社が提示する運用商品の内容に関するお問い合わせ 加入者等が、住所変更、掛金額変更等の各種変更届を行う場合のお問い合わせ 事業所登録に関するお問い合わせ 個人型年金制度全般に関する一般的なお問い合わせ 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者サイトに関するお問い合わせ 個人別管理資産の残高に関するお問い合わせ 個人別管理資産の運用指図に関するお問い合わせ 給付の請求に関するお問い合わせ 還付に関するお問い合わせ

お客様の個人情報等の利用目的

株式会社 SBI 証券

当社は、お客様の個人情報について、次の事業内容及び利用目的の達成に必要な範囲において取り扱います。なお、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（個人情報保護委員会・金融庁公示）等により、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的に、利用いたしません。

1. 事業内容

- (1) 金融商品取引業務（有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ及び媒介業務、有価証券の引受業務等）及びこれに付随する業務
- (2) 保険募集業務、貸金業、確定拠出年金法第 2 条第 7 項に規定する確定拠出年金運営管理業務等、広告取扱業務等の法律により金融商品取引業者である当社が所定の届け出を行なうことにより営むことが出来る業務並びにこれらに付随する業務
- (3) 法律により金融商品取引業者である当社が所定の承認を受けたことにより営むことが出来る業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが承認される業務を含む。）

2. 利用目的

- (1) 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- (2) 法令に基づく金融商品取引所や自主規制機関等の調査・報告要請に対応するため
- (3) 当社又は関連会社、提携会社の商品の勧誘・販売・サービスの案内を行うため
- (4) 適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため
- (5) お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため
- (6) お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため
- (7) お客様との取引に関する事務を行うため
- (8) 市場調査並びにデータ分析やアンケートの実施等による商品やサービスの研究や開発のため
- (9) 他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (10) お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (11) その他、お客様とのお取引を適切且つ円滑に履行するため
- (12) 前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。

各種情報提供及び書面の交付方法について

当社の iDeCo（個人型確定拠出年金）におきましては、お客様に対する各種情報提供及び記録関連運営管理機関である SBI ベネフィット・システムズが作成する個人別管理資産額、取引明細及び加入者等が個人別管理資産より負担した諸経費の内容等を記載した書面の交付等は、原則として電子交付又は書面の郵送で行います。

電子交付の場合は SBI 証券又は SBI ベネフィット・システムズが推奨するインターネットブラウザ及び PDF ファイル閲覧ソフト等を通じて、SBI 証券の WEB サイト又はログイン後の利用者サイト内に書面等を掲載・記録し、お客様の閲覧に供する方法又はお客様のパソコン等に記録（ダウンロード）する方法により行います。

「電子交付」に係る法令の変更や監督官庁の指示、またその他必要な状況が発生した際には、SBI 証券又は SBI ベネフィット・システムズが「電子交付」に代えて、既に電子交付した書面等も含めて、郵送による交付を行うことがございます。通信回線、通信機器、コンピューターシステム機器の障害などによる情報伝達の遅延、不能、誤作動等には、一切の責任を負いかねます。